令和元年度 第2回埼玉県児童福祉審議会 次第

日時:令和元年8月30日(金)

13時15分~15時00分

場所:さいたま市民会館うらわ

603・605会議室

- 1 開 会
- 2 福祉部長あいさつ
- 3 審議事項
- (1)「埼玉県子育て応援行動計画」(平成27~令和元年度)の進捗状況に ついて
- (2) 次期「埼玉県子育て応援行動計画」(令和2~6年度)の策定について
- (3) 児童養護部会における審議経過について
- 4 閉 会

[配布資料]

資料1 「埼玉県子育て応援行動計画」(平成27~令和元年度)の取組 指標の実績について

資料2 次期「埼玉県子育て応援行動計画」(令和2~6年度)素案 参考資料1 埼玉県子育て応援行動計画策定作業部会議事概要 参考資料2 埼玉県の子育てをめぐる現状

資料3 児童養護部会 審議結果報告

埼玉県子育て応援行動計画(H27~R元年度)の進捗状況について

資料 1

H31.3月末現在

| | 項目 | 指標 (数値目標) | 策定時 H25 年度末 | 進捗状況 | | | | | | | |
|----|----------------|---------------------------------|-------------------|-------------|--------------|--------------|----------------------------|--------------|---------------------|--------------------------|--|
| No | | | | H27年度 実績 | H28年度 実績 | H29年度 実績 | H30年度 実績 | R1年度 実績 | 目標値 | 達成率(%) 30年度実績 /目標値 | 指標のグラフ |
| 1 | | 保育所等受入枠 (認定こども園にお ける保育含む) | 92,328 | 104,550 | 109,091 人 | 114,868 | 119,744 人 | ا | 110,152 | 108.7% | 122,000 117,000 107,000 102,000 97,000 92,000 H27年度 H28年度 H29年度 H30年度 R1年度 策定時 実績 実績 実績 実績 |
| 2 | 幼児教育・保 育の充実 | 延長保育事業 | 42,413 人 | 54,108 | | 62,195 | 65,161 人 | 人 人 | 52,857 | 123.3% | 70,000 60,000 40,000 30,000 20,000 10,000 0 H27年度 H28年度 H29年度 H30年度 R1年度 実績 実績 実績 実績 |
| 3 | HV元大 | 一時預かり事業 | 539,810 | 557,012 | | 593,994 | 565,734 | 人日 | 584,644 | 96.8% | B標値 |
| 4 | | 病児保育事業 | 30,750 人日 | | 41,753 人日 | 43,643 人日 | 48,391 人日 1/3 | 人日 | 42,786 人日 | 113.1% | 60,000 50,000 40,000 20,000 10,000 \$\pickspace{\picksp |

| | 項目 | 指標 (数値目標) | 策定時 H25 年度末 | 進捗状況 | | | | | | | |
|----|---------------|-----------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|------------|------------------------|--------------------------|---|
| No | | | | H27年度 実績 | H28年度 実績 | H29年度 実績 | H30年度 実績 | R1年度 実績 | 目標値 | 達成率(%) 30年度実績 /目標値 | 指標のグラフ |
| 5 | 地域の子育て | 地域子育て支援拠 点 | 472 か所 | 543 か所 | | 557 か所 | 564 か所 | か所 | 564 か所 | 100.0% | B標値 |
| 6 | 支援の充実 | 放課後児童クラブ 受入 枠 | 49,657 人 | 59,324 人 | 63,465 人 | | | <i>人</i> | 62,567 人 | 110.4% | 74,000 69,000 64,000 59,000 54,000 49,000 策定時 H27年度 H28年度 H29年度 H30年度 R1年度 実績 実績 実績 実績 |
| 7 | 貧困の状況 | 生活困窮者学習支 援対 象者の高校進 学率 | 97.8 % ↓ | 98.3 % 人 | 98.3 % 人 | 98.2 % ↓ | 98.3 % ↓ | %-↓ | 98.0 % ↓ | 100.3% | 98.4 98.3 98.2 98.1 98 97.9 97.8 H27年度 H28年度 H29年度 H30年度 R1年度 策定時 実績 実績 実績 実績 |
| 8 | にある子供へ の支援 | 児童養護施設退所 児童 の大学等進学 率 | 14 | 25.3 | 21.1 | 25.7 | 24.3 | % | 24 | 101.3% | B標値 |

| | 項目 | 指標 (数値目標) | 策定時 H25 年度末 | 進捗状況 | | | | | | | |
|----|----------------|-------------------|-------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|------------|-------|--------------------------|---|
| No | | | | H27年度 実績 | H28年度 実績 | H29年度 実績 | H30年度 実績 | R1年度 実績 | 目標値 | 達成率(%) 30年度実績 /目標値 | 指標のグラフ |
| 9 | 社会的養護 の充実 | 里親等委託率 | 14.6 | 17.8 | 18.0 | 18.4 | 18.8 | | 21.0 | 89.5% | 22.0 21.0 20.0 19.0 18.0 17.0 16.0 15.0 14.0 策定時 H27年度 H28年度 H29年度 H30年度 R1年度 実績 実績 実績 実績 |
| - | | | % | % | % | % | % | % | % | | |
| 10 | 不妊に悩む方 への支援 | 不妊治療に対する 助成件数※ | 6,819 | 6,274 | 5,641 | 6,221 | 6,547 | 件 | 8,500 | 77.0% | 8,500 8,000 7,500 7,000 6,500 6,000 5,500 5,000 H27年度 H28年度 H29年度 H30年度 R1年度 策定時 実績 実績 実績 実績 |

[※] 不妊治療に対する助成について、国の特定不妊治療費助成支給要件が改正(対象年齢設置・助成回数限度変更)となった ことにより、平成28年度から受給対象範囲が変更となっている。

次期「埼玉県子育て応援行動計画」(令和2~6年度)

素案

(R1.8.30版)

目次

第1章 総論

- I はじめに
 - 1 計画策定の趣旨
 - 2 計画の位置付け
 - 3 計画の期間
 - 4 計画の進行管理と公表
- Ⅱ 埼玉県の子育てをめぐる現状
 - 1 少子化の状況
 - 2 子育てや就労をめぐる状況
 - 3 ひとり親世帯の状況
 - 4 子供や若者の状況
 - 5 子供の貧困の状況
- Ⅲ 基本理念
- Ⅳ 施策の方向性

第2章 施策の展開

施策体系

- 1 結婚・出産の希望実現
- (1) 結婚を望む人への支援
- (2) 不妊・不育症に悩む人への支援
- (3) ライフデザイン構築の支援
- (4) 若年者の経済的自立の支援
- 2 親と子の健康・医療の充実
- (1) 妊娠から子育てまでの切れ目ない支援
- (2) 周産期医療の充実
- (3) 小児医療の充実
- (4) 親と子の医療に係る経済的支援
- 3 「子育て」と「子育ち」の支援
- (1) 家庭の子育て力の充実
- (2)「孤育て」にしない地域の子育て力の充実
- (3) 質の高い幼児教育・保育の充実
- (4) 学校教育の充実

- (5) 子育てに係る経済的負担の軽減
- 4 ワークライフバランス・男女の働き方改革の推進
- (1)企業による働き方改革の推進、社会全体の気運醸成
- (2) 男性の家事・育児の促進
- 5 「子供の貧困」対策の推進、配慮を要する子供への支援
- (1)「子供の貧困」対策の推進
- (2)ひとり親家庭への支援
- (3) 障害児への支援
- (4) 一人ひとりの状況に応じた支援
- 6 児童虐待防止・社会的養育の充実
- (1) 子供を児童虐待から守る地域づくり
- (2) 社会的養育の充実
- 7 子育てしやすいまちづくりの推進
- (1) 子供にとって安全・安心なまちづくりの推進
- (2) 子育てしやすい住環境の整備

担当課一覧

第3章 取組指標一覧

第4章 子ども・子育て支援計画における「量の見込」と「提供体制等」

第5章 参考資料

用語解説

埼玉県子育て応援行動計画の策定経過

関係法令

第1章総論

はじめに

1 計画策定の趣旨

本県の合計特殊出生率は、平成30(2018)年で1.34と全国40位に位置しており、 全国の合計特殊出生率1.43を下回る水準で少子化傾向が続いています。少子化の進行は、生 産年齢人口の減少により、経済成長率の低下や年金・医療・福祉等の社会保障分野にかかる現役 世代の負担の増大につながり、社会経済の根幹に大きな影響を及ぼします。

また、次世代を担う子供は、等しくその生活を保障され、心身ともに健やかに生まれ、かつ、 育成されなければなりません。

埼玉県においては、少子化対策及び次世代支援策として、平成27(2015)年3月に策定 した「埼玉県子育て応援行動計画」(計画期間:平成27年度~令和元年度)に基づき、子供を 持ちたい人の希望を叶え、安心して子供を生み育てられる環境をつくるための取組を積極的行っ てきましたが、依然として厳しい状況が続いています。

今後5年間も、出産や子育てを取り巻く環境には難しい課題が残されています。こうした課題を解決するには、様々な分野にわたる総合的な取組を継続的に実施していくことが重要となります。

そこで、「埼玉県子育て応援行動計画」(計画期間:令和2年度~令和6年度)を策定し、今後の少子化対策や子育て支援策の内容を明確にするとともに、引き続き、国、市町村、企業、地域社会などと連携し、子育てに希望の持てる社会づくりを進めます。

2 計画の位置付け

- 子ども・子育て支援法に基づく・・・・・「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」
- 次世代育成支援対策推進法に基づく・・・・・・「都道府県行動計画」
- 子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく・・「都道府県子どもの貧困対策計画」
- 母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく・・・・「自立促進計画」
- 厚生労働省通知に基づく・・・・・・・・・「母子保健計画」
- 厚生労働省通知に基づく・・・・・・・・・「社会的養育推進計画」

3 計画の期間

令和2年(2020年)度から令和6年(2024年)度までの5年間とします。

4 計画の進行管理と公表

本計画を着実に推進していくため、各指標の達成状況を、埼玉県児童福祉審議会において、毎年度1回以上、報告し確認を行うとともに、ホームページで広く県民や関係者に公表します。

また、社会経済情勢の著しい変化や制度の大幅な変更が生じた場合など、必要に応じて計画の見直しを行っていきます。

「すべての子供の最善の利益」を目指し、 「子育ち」「親育ち」の支援や 地域全体での子育て支援を通じて、 子供を生み育てることに希望を持てる社会づくり

子供は、「社会の大切な宝」であり、次世代の担い手です。未来に希望を持てる社会であるためには、子供を持つことに夢を持てる社会であることが必要です。

子供が健やかに育つためには、社会全体が「すべての子供の最善の利益」を最優先に考え、保護者の第一義的責任の下、子供が自立的に育つ「子育ち」を応援することが大切です。また、親自身も主体性を持った子育てを通じて地域の人々と学び合い、支え合うことによって成長できる「親育ち」を応援できる社会づくりを進めることが大切です。

本計画では、このような基本理念の下に様々な施策を進め、子供を生み育てることに希望を持てる社会を目指します。



施策の方向性

この計画は、基本理念の実現のために、次の3つの方向性に基づき、施策を展開します。

① 子供を安心して生み育てられる環境を整備する

結婚・出産に希望を持つ人が、安心して子供を生み育てる社会づくりを進めます。 結婚支援、不妊治療の支援、親と子の健康支援、そして保育ニーズの受け皿整備を はじめとする子育て支援策の充実、ワークライフバランスの推進などにより、安心し て子供を生み育てられる環境を整備し、生み育てることに希望を持つことができる社 会づくりを進めることが必要です。

② 地域全体で子供と子育て家庭を応援する

地域全体で、子供と子育て家庭を応援し、子育て家庭の孤独や不安を軽減し、安心して子育てできる社会づくりを進めます。

子育ての第一義的な責任は父母等の保護者にありますが、次世代の育成には地域全体の応援が不可欠です。行政、子育て支援施設、子育て支援団体、ボランティア、企業など地域全体が連携し、「子育ち」と「親育ち」を支援していくことが必要です。

③すべての子供の健全な成長と社会的自立を促す

子供が社会の一員として自立するためには、発達段階に応じ、遊びや自然体験、 人との関わりなどを通じて自己肯定感、目標に向けてやり抜く力などの、いわゆる 「非認知能力」を身に着けていくことが必要です。

また、児童虐待のない社会を実現するとともに、実親による養育が困難であれば、 家庭養育優先のもと、里親等による養育を進めていくことが必要です。

権利の主体であるすべての子供が、生まれ育った環境に左右されずに、健全に成長し、社会的に自立できるよう、地域全体で支援していきます。

第2章 施 策 の 展 開

施策体系

基本理念

「すべての子供の最善の利益」を目指し、「子育ち」「親育ち」の支援や地域全体での子育て支援を通じて、子供を生み育てることに 希望を持てる社会づくり

施策の方向性

- ① 子供を安心して生み育てられる 環境を整備する
- ③ すべての子供の健全な成長と社会的自立を促す

施策の柱

- 1 結婚・出産の希望実現
- 2 親と子の健康・医療の充実
- 3 「子育て」と「子育ち」の支援
- 4 ワークライフバランス
 - 男女の働き方改革の推進
- 5 「子供の貧困」対策の推進、 配慮を要する子供への支援
- 6 児童虐待防止・社会的養育の充実
- 7 子育てしやすいまちづくりの推進

具体的施策

- (1) 結婚を望む人への支援
- (2) 不妊・不育症に悩む人への支援
- (3) ライフデザイン構築の支援
- (4) 若年者の経済的自立の支援
- (1) 妊娠から子育てまでの切れ目ない支援
- (2) 周産期医療の充実
- (3) 小児医療の充実
- (4) 親と子の医療に係る経済的支援
- (1) 家庭の子育て力の充実
- (2)「孤育て」にしない地域の子育て力の充実
- (3) 質の高い幼児教育・保育の充実
- (4) 学校教育の充実
- (5) 子育てに係る経済的負担の軽減
- (1)企業による働き方改革の推進、 社会全体の気運醸成
- (2) 男性の家事・育児の促進
- (1)「子供の貧困」対策の推進
- (2)ひとり親家庭への支援
- (3) 障害児への支援
- (4) 一人ひとりの状況に応じた支援
- (1)子供を児童虐待から守る地域づくり
- (2) 社会的養育の充実
- (1)子供にとって安全・安心なまちづくりの推進
- (2) 子育てしやすい住環境の整備

1 結婚・出産の希望実現

(1) 結婚を望む人への支援

- 1● 「結婚・妊娠・出産・子育て応援公式サイト」から、結婚を希望する独身者へ出会いの機会や結婚等 に関するセミナー、イベント等の情報を発信します。【福祉部】
- 2● 官民連携の結婚支援の取組である「SAITAMA 出会いサポートセンター」を県内市町村や民間企業等とともに運営し、結婚を希望する独身者の出会いから結婚までの支援を行います。【福祉部】
- 3● 所得の低い世帯であっても結婚に伴う新生活のスタートアップができるよう、市町村が国の「結婚新生活支援事業費補助金」を活用し、初期コスト(新居の家賃、引越費用等)の支援を行うよう促します。 【福祉部】

(2) 不妊・不育症に悩む人への支援

- 4● 不妊、不育症に悩む方の精神的負担の軽減を図るため、専門職による相談を実施します。【保健医療部】
- 5● 不妊検査及び不育症検査に要する費用を助成し、早期受診を促進させます。【保健医療部】
- 6● 医療保険適用外で高額の医療費がかかる不妊治療に要する費用を助成し、経済的負担の軽減を図ります。【保健医療部】
- → 不妊治療助成費の申請窓口である保健所において、ポスターの掲示やリーフレットの配架等を行い、 里親制度等についての情報提供を行います。【福祉部】

(3) ライフデザイン構築の支援

動くことや家庭を持つことなど将来設計をイメージできるよう支援

- 8● 将来働くことについての意欲や関心が持てるように、学校、地域、企業などが一体となって実際の職場での体験活動や小学生の職場見学を推進する取組を進めます。【教育局】
- 9● 小学校段階からの組織的・系統的なキャリア教育、高校生のインターンシップ(就業体験)や労働に関する基本的知識(労働法令など)の理解などを通して、望ましい勤労観や職業観を育む取組を進めます。 【教育局】
- 10● 企業等と共同で小学生を対象に職業体験を実施するとともに、ジュニア・アスポート事業等と連携 して生活困窮世帯の参加促進を図り、子供の将来の夢の実現を応援します。【県民生活部】
- 11● 大学生や若い社会人に対し、子育て家庭への訪問等を通じて、仕事と家庭、子育てとの両立など、 将来を展望できるよう、ライフデザインを構築する支援を行います。【福祉部】

② 「親になる」ことをイメージできるよう支援

- 12● 中・高校生を対象として「親になるための学習」を行い、子育てなどの理解を図るとともに、「命」 の大切さを実感できるような取組を進めます。【教育局】
- 13● 保育所、幼稚園及び認定こども園などにおいて、高校生が保育体験などを行うことにより、子育て

- の意義に対する認識を深める取組を進めます。【教育局】
- 14● 思春期の子供を対象とした講座や思春期保健関係者を対象とした研修を通して、妊娠・出産に関する正しい知識を身につけさせ、将来のライフプランを考える機会となるよう知識の普及啓発を行います。 【保健医療部】
- 15● 不妊に関する啓発資料を作成し、中学校、高校等への出前講座で活用するほか、成人式の出席者や婚姻届を提出した夫婦に配布し、正しい知識の普及を図ります。【保健医療部】

(4) 若年者の経済的自立の支援

- 16● 求職者を対象に、就職に資する公共職業訓練を民間の教育訓練機関・企業等に委託して実施します。 【産業労働部】
- 17● ハローワーク浦和・就業支援サテライトにおいて、ハローワーク等の関係機関と連携を図りながら、 情報提供、就職相談、職業紹介などにより、若年者の就職活動をワンストップで支援します。【産業労働 部】
- 18● 高等技術専門校で知識や技能を習得する職業訓練を実施するとともに、企業実習や就業体験の場を 設けることにより、若年者の職業意識を醸成し就職を支援します。【産業労働部】
- 19● 若者自立支援センター埼玉において、相談や職業意識啓発などにより、若年無業者、いわゆるニートと呼ばれる若者の自立を支援します。【産業労働部】
- 20● いわゆる就職氷河期世代と呼ばれる不本意非正規雇用等の若者を対象に、事前研修を実施した上で 合同企業説明会を開催し、その後企業との面接へ誘導するなど、正規雇用化を支援します。【産業労働部】
- 21● 埼玉県男女共同参画推進センターにおいて、経済的に困難な女性が各種講座等を通して自立できるよう支援します。【県民生活部】

2 親と子の健康・医療の充実

(1) 妊娠から子育てまでの切れ目ない支援

1 普及啓発

- 1● 母子健康手帳副読本等で、妊娠中の健康管理と胎児への影響や出産・育児に関する知識及び男性の育児参加など、親としての心構えについて啓発を図ります。【保健医療部】
- 2● 麻しん・風しんに関する正しい知識を持つことができるよう、麻しん・風しんの予防接種の重要性について普及啓発を進めるとともに、予防接種の勧奨に努めます。【保健医療部】
- 3● 妊産婦に優しい環境づくりのため、市町村とともにマタニティマークの普及啓発に努めます。【保健医療部】

2 情報提供・相談支援

- 4● 市町村による乳児家庭の孤立防止や養育上の諸問題への支援を図るための「乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)」及び「養育支援訪問事業」の実施に関し、家庭への支援が適切に実施されるよう、情報の提供その他の必要な支援を行います。【保健医療部】
- 5● 「結婚・妊娠・出産・子育て応援公式サイト」から、妊娠・出産・子育てに有用な情報を発信します。 また、市町村で配布する母子健康手帳にQRコードを付して、妊娠中から同サイトにアクセスしやすい環境を整備します。【福祉部】
- 6● 妊娠や出産後の子の養育、経済的不安などに対応できる相談窓口について、妊産婦やその家族へ情報 提供を行います。【保健医療部】【福祉部】
- すべての妊産婦の状況を継続的に把握し、妊娠・出産・育児に関する様々な相談にワンストップで応じる子育て世代包括支援センターの運営を支援します。【保健医療部】
- 8● 予期せぬ妊娠に悩む方からの相談に対して正しい情報を提供し、必要に応じて子育て世代包括支援センター等へつなげることで、関係機関が連携して支援を行います。【保健医療部】【健康長寿課】
- 9● 産後のメンタルヘルス対策と、養育支援が必要な親への支援が効果的に実施されるよう市町村保健師を対象とした事例検討会や研修会を開催し資質の向上を図ります。【保健医療部】【健康長寿課】

3 新生児の健全育成支援

- 10● 新生児に対する乳児マス・クリーニング検査の実施により、疾病を早期に発見し適切な治療につなげ、乳児の健全育成を図ります。【保健医療部】
- 11 聴覚障害の早期発見・早期療育が図られるよう、管内市町村における新生児聴覚検査実施状況や医療機関における検査の実施状況等を把握するとともに、県の母子保健運営協議会において新生児聴覚検査について協議します。【保健医療部】

(2) 周産期医療の充実

12● 各周産期医療施設の運営を支援することにより周産期医療体制の充実を図ります。【保健医療部】

- 13● 脳血管疾患などの重篤な合併症や出産後の大量出血などにより救命を必要とする妊産婦を適切に受け入れるなど、必要な救命措置を行います。【保健医療部】
- 14● 県内の NICU や産科病床の空き情報を把握し、リスクの高い妊産婦や重症な新生児が生じた際に、 搬送可能な病院を調整する母体・新生児搬送コーディネーター事業を実施します。 【保健医療部】
- 15● 産科、小児科などを目指す研修医に対して研修資金を貸与し、県内周産期母子医療センターその他の県内の病院への誘導・定着を図ります。【保健医療部】

(3) 小児医療の充実

1 医療提供体制の充実

- 16● 小児専門病院や大学病院などの小児科医を県内各地域の小児救急医療機関の当直医等として派遣するシステムを構築するなど、小児救急医療体制の充実を図ります。【保健医療部】
- 17● 入院を必要としない軽症患者から生命の危機が切迫している重篤患者まで、症状に応じた小児救急 医療体制の整備・充実を図ります。【保健医療部】
- 18● 地域の医療機関では対応が困難な小児重症患者に対し、高度で専門性の高い医療を提供する第三次 医療の充実を図ります。【病院局】
- 19● 開業医が地域の小児医療拠点病院等を支援することにより、病院勤務医の負担軽減を図ります。【保健医療部】
- 20● 心の健康に関する問題を抱える子供を含めて精神保健医療体制を充実させるとともに、専門治療につなげる体制整備を進めます。【病院局】【保健医療部】
- 21● 17圏域(さいたま市及び中核市を除く人口約30万人圏域)において、在宅の障害児(者)に対し、 訪問や外来による療育指導や相談を行う体制整備を推進します。【福祉部】

2 普及啓発・相談支援

- 22● 小児救急電話相談や AI を活用した救急相談などにより、保護者の不安解消や小児救急患者が集中している医療機関の負担軽減を図ります。また、あらゆる機会を捉えて、正しい受診方法についての普及啓発に努めます。【保健医療部】
- 23● 保健所において定期的に、医師など専門職による子供の心の健康相談を実施します。【保健医療部】
- 24● 子供の心の問題に関する対応技術の向上を図るため、専門的知識を有する医師等による研修や、福祉・教育機関等とのネットワーク会議を開催します。【保健医療部】
- 25● 慢性的な疾病により長期療養をしている子供の自立と成長を支援するとともに、家族の負担軽減を 図るため、相談支援事業を行います。【保健医療部】

(4) 親と子の医療に係る経済的支援

- 26● 長期の治療と高額な医療費負担が必要となる小児慢性特定疾病にかかっている子供の保護者に対する医療費の助成を行います。【保健医療部】
- 27● 養育のため病院に入院することを必要とする未熟児に対し、医療の給付を行います。【保健医療部】
- 28● 身体に障害がある子供、または医療を行わなければ将来において障害を残すと認められる子供で、その障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を助成します。また、結核に罹患する子供に対して療育の給付を行い、子供の健康、福祉の増進を図ります。【保健医療部】

3 「子育て」と「子育ち*」の支援

* 「子育て」の支援が、親など「子育てを行う者」に対する支援を行うことである一方、「子育ち」の支援は、遊びや教育 を通じて子供自らが育つことを支援することを表している。

(1) 家庭の子育て力の充実

1 家庭の子育て支援

- 1● 保育所、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援拠点などの施設や機能を活用し、子育てに関する相談や保護者の保育参加の実施、親子の交流の場の提供などにより、親育ちや子育てを支援します。【福祉部】 【総務部】
- 2● 保育所、認定こども園等における「一日保育士体験」などを通じて、親の養育力向上を図ります。【福祉部】
- 3 市町村、保育所、幼稚園、認定こども園等と連携して、県が作成した「親の学習」プログラムを活用し、子育て中の親を対象とした「親が親として育ち、力をつけるための学習」を実施します。【教育局】
- 4● 家庭教育支援に興味のある方々を対象に、「親の学習」など家庭教育に関するアドバイザーの養成研修を実施します。また、研修を修了したアドバイザーは、県内各地からの要望に合わせて、学習会、講座、親子体操などの家庭教育に関する学習を支援します。【教育局】
- 5● 地域や学校の実態に合ったPTA活動や、保護者と学校が一体となった取組を支援します。【教育局】
- 6● スマートフォン等を利用したインターネットの危険性や保護者の役割について啓発するネットアドバイザーを県内小中学校等へ派遣し、子供のための安全・安心な環境づくりを推進します。【県民生活部】

2 家庭における食育の推進

- 7● 食べ物をおいしくいただくことを通して、食は「いのち」をいただくこと、いろいろな人たちのおかげで食べられること、食べられる環境に生まれ育ったことなどへの感謝の気持ちを育む取組を進めます。
 【保健医療部】
- 8● 子供に望ましい食習慣を身に付けさせるため、学校と家庭が連携し、朝食欠食の解消などに取り組みます。【保健医療部】

(2) 「孤育て」にしない地域の子育て力の充実

- 子育て家庭を支える社会的機運の醸成・地域の子育て支援ネットワークの 活性化
 - 9● 企業等と連携し、「パパ・ママ応援ショップ」、「赤ちゃんの駅」などの一層の拡大を図るなど、社会全体で子育て家庭を支える気運(子育てムーブメント)の醸成を図ります。【福祉部】
 - 10● 地域の子供会や放課後児童クラブなどに在籍する子供と読み聞かせや人形劇・紙芝居などの活動を しているボランティア団体をつなぐ取組を進めます。【県民生活部】
 - 11● 広く子育て支援に関するNPO関連の情報発信をするとともに、子育てに関する課題を解決しようとしているNPOに対し、必要に応じて他のNPOや専門家、活動資金等をつなぐ取組を進めます。【県民生活部】

- 12● 地域の子育て支援など地域活動やボランティアに関心のある高齢者が活動に参加できるきっかけづくりなどの支援を行います。【県民生活部】
- 13● ボランティア活動など地域福祉活動の支援や、ボランティア参加の促進を図ることにより、地域住民が支え合う福祉社会の構築を推進します。【福祉部】

2 地域の子育て支援事業・アウトリーチ。支援の充実

- * 「アウトリーチ支援」…訪問型の子育て支援。様々な事情により地域ら孤立しがちで、自ら積極的に支援を求めることが困難な状況にある家庭への支援については、地域子育て支援拠点などの「通所型」支援では対応ができないため、「アウトリーチ型(支援の対象となる人のところに支援者から出向く方法)」の支援が求められている。
 - 14● 子育て家庭が地域で孤立しないよう、子育て中の親子が集い、相互交流できる地域子育て支援拠点を整備するとともに、質の充実を図ります。【福祉部】
 - 15● 地域で子育て支援を行いたい方と支援を受けたい方とをコーディネートし、地域での子育ての支え合い機能を調整するファミリー・サポート・センターが各市町村に整備されるよう運営を支援します。【福祉部】
 - 16● 子育て家庭に寄り添って保護者を支えられる人材や、子供の健やかな成長を支える環境づくりができる人材を育成するため、保育所、認定こども園、地域子育て支援拠点や児童館の職員、ファミリー・サポート・センター事業に関わるコーディネーターなどを対象とした研修を実施します。【福祉部】
 - 17● 子育て家庭が抱える複雑で様々な悩みにきめ細かく対応できる体制を整備します。また、子育て世代包括支援センターをはじめ母子保健施策と子育て支援施策が連携して、支援を必要とする子育て家庭のニーズを把握し、支援の実施を目指します。【福祉部】
 - 18● 市町村において、子供や高齢者、障害者、生活困窮者などの各分野を越えた包括的な対応が必要なケースや各制度の狭間に陥りがちなケースなどに適切に対応できるよう、市町村における包括的な相談支援体制の構築を支援します。【福祉部】
 - 19● 学校の教育活動の活性化と家庭・地域の教育力の向上を図るため、地域住民・保護者がボランティアとして学校の教育活動を支援する「学校応援団」の活動の活性化を推進し、学校・家庭・地域が一体となって子供の健全育成を図ります。【教育局】
 - 20● 教育に対する県民の理解と関心を一層深めるとともに、学校・家庭・地域社会が一体となって教育 に関する取組を推進します。【教育局】
 - 21● 孤立しがちな子育て家庭を地域の支援に繋ぎ支えるなど、地域で子育て支援の橋渡しを行うNPO の活動を支援します。【県民生活部】
 - 22● 食育を地域単位で展開するため、県民・関係団体・保育所・幼稚園・認定こども園・学校・企業等と連携し自発的な取組を支援します。【保健医療部】
 - 23● 市町村が行う短期入所生活援助(ショートステイ)事業及び夜間養護等(トワイライトステイ)事業を支援します。【福祉部】
 - 24● 市町村による乳児家庭の孤立防止や養育上の諸問題への支援を図るための「乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)」及び「養育支援訪問事業」の実施に関し、家庭への支援が適切に実施され るよう、情報の提供その他の必要な支援を行います。(再掲)【保健医療部】
 - 25● 地域のボランティア等による子育て中の親に寄り添った訪問支援活動を広め、孤立感やストレスを感じている子育て家庭を支援します。【福祉部】

3 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の充実

- 26● 放課後児童クラブの待機児童対策を進めるため、新設・改修整備等を含めた様々な手法を活用し、 市町村のニーズを踏まえた受入枠の確保を図ります。【福祉部】
- 27● 放課後児童クラブを利用する子供が安心・安全に過ごすことが出来るよう、市町村と連携して放課 後児童クラブの体制整備を進めます。【福祉部】【少子政策課(子育て環境)】
- 28● 放課後児童クラブの利用を希望する障害児の受け入れを進めるとともに、円滑な受け入れを行うため、放課後児童支援員等を対象とした専門的知識の習得を図るための研修を行います。また、巡回アドバイザーの配置支援や職員の加配のための助成を実施します。【福祉部】
- 29● 放課後児童クラブの運営の参考となるガイドラインを通じて事業の実施主体である市町村に対して助言を行うなど、市町村による放課後児童クラブにおける子供の生活環境の向上を図る取組を支援します。 【福祉部】
- 30● 放課後児童支援員等について適切な人材の確保を図るため、国の制度・施策も活用し処遇改善、人材育成を進めます。【福祉部】
- 31 放課後児童支援員になるために必要な知識を習得するための放課後児童支援員認定研修を実施する ほか、放課後児童クラブに従事する者に対し、子供の発達や遊びに関する知識、配慮を必要とする子供への対応や保護者、関係機関との連携、組織のマネジメントなどキャリアに応じて必要となる技術、知識を 学ぶための研修等を実施して、放課後児童クラブの質向上を支援します。 【福祉部】
- 32● 市町村において、放課後児童クラブと放課後子供教室が連携して実施できるよう、それぞれの職員等を対象とした合同研修を開催するなど、福祉部局と教育委員会が連携して市町村を支援します。【福祉部】【教育局】
- 33● 放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、地域の方々の参画を得て、子供に学習や様々な体験・交流活動の機会を提供し、子供たちが安心して過ごすことのできる環境づくりを推進します。【教育局】

4 自然とふれあう地域づくり

- 34● 自然心れあい施設で行う自然観察会や里山体験教室などを通して、子供が自然に親しみ、豊かな感性を養う機会を提供します。【環境部】
- 35● 川に学び、元気に遊ぶ子供(愛称「川ガキ」)を養成し、川の恵みや生き物を大切にする心を育む取組を進めます。【環境部】
- 36● 子供や家族連れの方が集い、遊べる場を提供できるように、県営公園の整備拡充を図ります。【都市整備部】
- 37● 見沼田圃公有地を活用した体験農園(米、野菜づくり)や生き物調査等を通じて、参加する子供や家族の交流の場を提供します。【企画財政部】
- 38● 環境活動に取り組む「こどもエコクラブ」の活動を支援します。【環境部】
- 39● 環境科学国際センターの施設を活用した講座や観察会、実験教室の実施による環境学習の機会を提供します。【環境部】
- 40● 環境学習の専門人材の育成・活用などを通して環境学習を支援します。【環境部】

(3) 質の高い幼児教育・保育の充実

● 多様な保育ニーズに応える受け皿の確保

- 41● 保育所の待機児童対策を引き続き進め、市町村のニーズを踏まえた保育の受入枠を確保します。【福祉部】
- 42● 幼稚園、保育所及び地域子育て支援の機能を兼ね備え、幼児教育と保育の一体的な提供を図る「認定こども園」の整備や幼稚園の空き教室や敷地を活用した保育所の整備を支援し、待機児童対策を推進します。【福祉部】
- 43● 乳幼児に対する保育が適切かつ継続的に提供されるよう小規模保育事業等の連携施設の確保を促進します。【福祉部】
- 44● 就業形態の多様化に対応するため延長保育の実施を促進します。【福祉部】
- 45● 病気になった子供をやむを得ない理由により看病できない場合に備えて、通常の保育所では対応できない病児・病後児保育施設の整備を促進します【福祉部】
- 46● 保護者の病気や冠婚葬祭など日常生活上の突発的な事情や社会参加、育児疲れなどに対応するため、 子供を一時的に預かる事業の拡充に努めます。【福祉部】
- 47● 市町村と連携し、幼児教育・保育の無償化を着実に実施し子育てに係る経済的負担を軽減するとともに、良質な幼児教育・保育環境の整備を進めます。【福祉部】【総務部】
- 48● 障害のある乳幼児の健全な発達を促進するため、その子供の障害特性に寄り添って幼児教育・保育の機会の充実を図ります。【総務部】【教育局】【福祉部】
- 49● 育児休業を切り上げることなく家庭で子育てできる環境を整備するために、保護者が希望する時期 (育児休業復帰時)に入園できる仕組みの導入を支援します。【福祉部】
- 50● 幼稚園における預かり保育の充実が図られるよう、幼稚園を支援します。【総務部】

2 保育人材の確保

- 51● 保育の専門性を高める研修等の実施により保育士の資質の向上を図ります。【福祉部】
- 52● 保育所等に勤務する職員の働きやすい職場環境づくりを進める市町村や保育所等の取組を支援し、 保育士の処遇改善や職場定着を推進します。【福祉部】
- 53● 保育士・保育所支援センターや県内ハローワーク、保育士養成施設と連携し、新たに保育士となる 人材の県内保育所等への就職を支援するとともに、潜在保育士の再就職支援に取り組みます。【福祉部】

3 保育環境の向上

- 54● 幼児期の教育から小学校教育への接続を円滑にし、小学校入学時の生活の充実を図るため、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校の教職員の合同研修会を実施します。また、子育ての目安「3つのめばえ」の活用を促進し、幼児期の教育の一層の充実を図ります。【教育局】
- 55● 幼稚園教育要領,保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領の内容の定着を通じて教育・保育の質の向上を図るとともに、家庭と連携・協力しながら「生きる力」の基礎をはぐくみ、子供主体の幼児教育・保育を推進します。【福祉部】【総務部】【教育局】
- 56● 保育所等における事故防止を図るとともに、感染症への対応についての取組を支援します。また、

アレルギー等に対応した特別給食を提供する取組を支援し、健康・安全な保育環境の確保に努めます。【福祉部】

- 57● 国が定める児童福祉施設設備運営基準を超えて保育士を配置できるように支援します。【福祉部】
- 58● 市町村と連携し、企業主導型保育事業を含む認可外保育施設の質の確保、向上に努めるとともに、 認可保育所等への移行を支援します。【福祉部】
- 59● 保育所の第三者評価の取組を支援し、保育サービスの向上に努めます。【福祉部】

(4) 学校教育の充実

確かな学力の育成

- 60● 児童生徒に対するきめ細かな指導を実現するため、少人数指導や習熟度別指導、補充的指導など「個に応じた指導」を進めます。【教育局】
- 61● 子供たちの学習意欲を高め、確かな学力を身に付けさせるため、教員研修などを充実させ、基礎的・基本的な知識・技能の習得、思考力・判断力・表現力等の育成、学習意欲の向上を図る指導方法等の工夫・改善に取り組みます。【教育局】
- 62● 児童生徒同士や教員とが相互に意見を述べることで課題を多面的に捉え、より質の高い思考力・判断力・表現力等を身に付ける「協調学習*」に取り組みます。【教育局】
- *「協調学習」…学習者一人一人の多様な考え方を生かす学びの在り方で、学習者自身が主体的に学びに参加し、話し合い、お互いの関わりの中で 考えを統合して自らの理解を深める学習形態 (←用語解説として別欄に掲載予定)
- 63● 大学や研究機関、企業と連携して、児童生徒のコミュニケーション能力や問題発見・解決能力、情報活用能力などを育成します。【教育局】

2 特別支援教育の推進

- 64● 各学校において、臨床心理士など専門家による巡回支援の活用を図るなど、特別な教育的支援を必要とする生徒への支援体制の整備を進めます。また、特別支援学校のセンター的機能の活用を進めます。 【教育局】
- 65● 市町村との連携の下、障害のある子供とない子供が共に学校で学ぶ支援籍学習や、「心のバリアフリー」を育む交流及び共同学習の充実に取り組みます。【教育局】

豊かな心を育む教育の推進

- 66● 子供の夢と豊かな心をはぐくむため、道徳の授業や全ての教育活動において、専門的な知識を有する外部講師を招いて講演会などを実施します。【教育局】
- 67● すべての児童生徒が、在学中に自然体験、職場体験、勤労・生産体験、社会奉仕体験や世代間交流を行うなど、家庭・地域・企業・NPOなどと連携して、発達の段階に応じた様々な体験活動を進めます。 【教育局】
- 68● 学校単位に農園を設置し、生徒が複数の農業体験活動を通して、命や自然、環境や食物などに対する理解を深めるとともに、情操や生きる力を身に付けることをねらいとした「学校ファーム」を支援します。【農林部】【教育局】
- 69● 学校と美術館等や文化芸術団体との連携を図り、文化芸術教育や体験活動を行う機会を充実するとともに、児童生徒が学んだ成果を実社会に発信することを進めます。【教育局】

- 70● 「埼玉県学力・学習状況調査」における家庭の生活習慣等に関する質問紙調査の結果を、小学校4年生から中学校3年生まで毎年度継続して本人・保護者・学校が共有・活用することにより、児童生徒ー人ひとりの規律ある態度の育成を図ります。【教育局】
- 71● 本県独自の道徳教材「彩の国の道徳」を活用します。特に、小・中学校においては「特別の教科 道徳」を要として、発達の段階に応じた道徳教育の取組を推進するとともに、家庭用「彩の国の道徳」を活用し、家庭・地域・学校が連携した道徳教育を推進します。【教育局】

4 いじめ・不登校・中途退学の防止

- 72● いじめや不登校などについて、「よい子の電話教育相談」で相談を実施します。【教育局】
- 73● 教職員に対する研修を充実させるとともに、家庭と連携し、いじめの早期発見・早期対応に努めます。【教育局】
- 74● ネットいじめ問題を解消するため、関係機関と連携し、教職員への研修を実施するとともに、保護者や生徒への啓発を行います。【教育局】
- 75● 「いじめ撲滅強調月間」(11月)を中心とした「いじめ撲滅キャンペーン」を通じて、いじめ問題の解決に社会全体で取り組む気運の醸成を図ります。【県民生活部】
- 76● スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置、市町村が行う教育相談体制の整備への支援などにより、教育相談活動を推進します。【教育局】
- 77● 参加体験型学習を取り入れた人権感覚育成プログラムにより、学校において児童生徒の人権感覚を育む取組を進めます。【教育局】
- 78● いじめや体罰などの子供の権利侵害に対応するため、相談窓口を設置し、子供の気持ちを最優先に 考えて相談を実施します。【福祉部】
- 79● 子供の権利侵害の問題を解決するため、専門家による委員会で審議し、必要に応じて調査や是正の働きかけなどを行います。【福祉部】

与学校・地域と連携した非行・問題行動の防止

- 80● 学校、警察等による非行防止のためのネットワークづくりや中学校からの要請に基づくスクール・ サポーターの派遣等に地域の関係機関・団体が連携して取り組みます。【警察本部】
- 81● 生徒指導上の諸課題の解消や未然防止、早期対応を図るため、学校が警察、地域の関係機関・団体等と連携します。【教育局】
- 82● 非行防止教室や薬物乱用防止教室を充実するとともに、保護者の参加も促し、非行・問題行動の未然防止に取り組みます。【警察本部】
- 83● 少年・保護者の相談を受け、専門知識を有する職員や少年非行の取扱い経験の豊富な職員による指導・助言を実施します。【警察本部】
- 84● 関係行政機関や民間団体等と連携してキャンペーンを行うなど、非行防止の啓発に取り組みます。【県 民生活部】
- 85● 非行等の問題を抱える青少年を対象に、関係行政機関や民間団体等と連携し、相談や社会体験等を行い、立ち直りを支援します。【県民生活部】

6 学校における食育の推進

- 86● 学校給食を通して、正しいマナー作法を確立するとともに、自然の恵みと生産者や学校給食に携わる人々などへの感謝の気持ちを育むような取組を家庭と連携して推進します。【保健医療部】【教育局】
- 87● 学校給食における地場産物の活用を推進し、食に対する理解と関心を高める取組を進めます。【教育局】【農林部】
- 88● 食育を地域単位で展開するため、県民・関係団体・保育所・幼稚園・認定こども園・学校・企業等と連携し自発的な取組を支援します。(再掲)【保健医療部】
- 89● 子供に望ましい食習慣を身に付けさせるため、学校と家庭が連携し、朝食欠食の解消などに取り組みます。(再掲)【保健医療部】

(5) 子育てに係る経済的負担の軽減

- 90● 市町村と連携し、幼児教育・保育の無償化を着実に実施し子育てに係る経済的負担を軽減するとと もに、良質な幼児教育・保育環境の整備を進めます。(再掲)【福祉部】【総務部】
- 91● 低所得者世帯の保育所・幼稚園・認定こども園の利用者負担の軽減を図り、低所得世帯の子育てを 支援します。【福祉部】【総務部】
- 92●多子世帯の保育所・認定こども園・地域型保育事業の利用者負担の軽減を図り、多子世帯の子育てを 支援します。【福祉部】
- 93● 多子世帯の子育てに係る負担を軽減するため、子育てサービスなどに利用できるクーポンを配付し、 多子世帯の子育てを支援します。【福祉部】
- 94● 経済的理由により授業料・入学料の納入が困難な生徒や所得が一定以下の世帯に対し、授業料等の 負担を軽減することで、修学機会の確保を図ります。【教育局】【総務部】
- 95● 高等学校・大学等における修学に関する奨学金を貸与し、経済的理由により修学が困難な学生に対し 支援します。【教育局】【農林部】

4 ワークライフバランス・ 男女の働き方改革の推進

(1) 企業による働き方改革の推進、社会全体の気運醸成

- 1● 企業に働き方改革や女性の活躍推進を働き掛けるとともに、男性従業員が育児休業を取得した企業等に奨励金を支給するなど、各企業等の課題に応じた支援を行います。【産業労働部】
- 2● 短時間勤務やフレックスタイム、時間外勤務の縮減など多様な働き方を推進し、男女共に働き続けられる職場環境づくりを促進します。【産業労働部】
- 3● 多様な働き方を進めている企業に対する情報提供の充実と研修機会の提供などにより、ワークライフ バランスや仕事と子育て等の両立を支援します。【産業労働部】
- 4● 企業が仕事と子育て等の両立支援や働き方見直しに係る具体的な取組事例などの情報にアクセスしや すいように、情報提供の充実を図ります。 【産業労働部】
- 5 仕事と生活の両立支援相談窓口において、子育てなどの課題を抱え、仕事との両立に悩む勤労者を対象に、電話等による相談に応じています。また、相談員を企業に派遣し、両立のための雇用環境の整備や支援制度の導入などのアドバイスを行います。【産業労働部】
- 6 企業等が設置する保育施設の整備や複数企業の従業員児童を預かる共同利用を支援します。【産業労働部】
- す● 埼玉県女性キャリアセンターにおいて、働くことを希望しながら子育てとの両立や職業上のブランクに課題を抱えている女性を後押しするため、個別相談やセミナーの実施のほか、職業紹介などを行い、女性の就業を総合的に支援します。【産業労働部】
- 8● 企業等を対象にハラスメントの防止に関するセミナーを行うほか、埼玉県労働相談センターにおいて、 妊娠・出産等を契機とし、解雇や雇止めなどの不利益な取扱いが行われるマタニティハラスメントなどの 職場のハラスメントに関する相談に応じます。【産業労働部】

(2) 男性の家事・育児の促進

- 10● 男女相互の理解と協力、職業生活や社会参加において男女が対等な構成員であること、男女が協力して、家族の一員としての役割を果たし家庭を築くことの重要性などについて、中学校の特別活動や高等学校の公民科、家庭科など関係の深い教科等を中心に指導を行います。【教育局、県民生活部】
- 11● 男性の育児参加を推進するよう意識改革を進めるため、県民を対象とした普及啓発に取り組みます。 【福祉部】

5 「子供の貧困」対策の推進、配慮を要する子供への支援

(1) 「子供の貧困」対策の推進

1 学習支援

- 1● 生活困窮世帯及び生活保護世帯の中高生を対象とした学習支援事業や小学生を対象とした学習・生活 支援事業(ジュニア・アスポート事業)を実施し、貧困の連鎖の解消を目指します。【福祉部】
- 2● スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置、市町村が行う教育相談体制の整備への 支援などにより、教育相談活動を推進します。(再掲)【教育局】
- 3● 社会的養育を必要とする高校生が、自ら希望する進路を選択し円滑に自立することができるように支援します。【福祉部】
- 4● 経済的理由により授業料・入学料の納入が困難な生徒や所得が一定以下の世帯に対し、授業料等の負担を軽減することで、修学機会の確保を図ります。(再掲)【教育局】【総務部】
- 5● 高等学校・大学等における修学に関する奨学金を貸与し、経済的理由により修学が困難な学生に対し支援します。(再掲)【教育局】【農林部】

2 生活支援

- 6● 生活困窮世帯や生活保護世帯の保護者を対象にした自立支援の取り組みを推進します。【福祉部】
- 7● 進学や就労を目指す生活困窮世帯の子供を支援するため、自立相談支援機関を活用して、関係機関が 連携した包括的な支援を行います。【福祉部】
- 8● 住宅に困窮している低額所得者に、住まいのセーフティーネットとしての県営住宅を供給します。【都市整備部】
- 9● 賃貸住宅への入居制限を受けやすい方々(低額所得者等)をサポートし、入居の円滑化と安定した賃貸借関係の構築を支援します。【都市整備部】
- 10● ひとり親家庭に、就職セミナーや相談会のご案内、給付金や県営住宅の情報など必要な情報を、スマートフォン等を活用して適切な時期に提供します。【福祉部】
- 11 児童養護施設を退所する子供等を対象として、就労、住宅、生活相談の各支援を組み合わせた総合的な自立支援を実施します。【福祉部】
- 12● 児童養護施設において個々の子供に応じたきめ細かいケアが可能となるように、職員の確保やケア 体制の充実を図ります。【福祉部】

3 保護者に対する就労支援

- 13● 生活困窮世帯や生活保護世帯の保護者を対象にした就労支援の充実を図ります。【福祉部】
- 14● ハローワーク浦和・就業支援サテライトにおいて、情報提供やキャリアカウンセリング、職業紹介 などにより就職活動をワンストップで支援します。【産業労働部】
- 15● 県の福祉事務所に専門の職員を配置し、ひとり親家庭の就業相談や就業情報の提供など一貫した就

業支援を行います。また、ひとり親の安定した就労に向けた資格の取得を支援します。【福祉部】

16● 埼玉県女性キャリアセンターにおいて、働くことを希望しながら子育てとの両立や職業上のブランクに課題を抱えている女性を後押しするため、個別相談やセミナーの実施のほか、職業紹介などを行い、女性の就業を総合的に支援します。(再掲)【産業労働部】

4 子ども食堂など子供の居場所づくりの支援

- 17● 生活困窮世帯及び生活保護世帯の中高生を対象とした学習支援事業や小学生を対象とした学習・生活支援事業(ジュニア・アスポート事業)を実施し、貧困の連鎖の解消を目指します。(再掲)【福祉部】
- 18● 子ども食堂や学習支援、プレイパークなどの居場所を支える人材を養成するとともに、企業と居場 所づくりに取り組む団体をマッチングすることで、継続的な支援体制を構築します。【福祉部】【県民生活部】
- 19● 世代間のコミュニケーションを図りながら、地域の子供に向けてのコミュニティの提供を行う子ども食堂などの居場所づくりを推進するため、立ち上げ支援をするアドバイザーを養成し、各地に派遣します。【福祉部】
- 20● 社会全体で「子供の貧困」対策を推進していく機運を醸成するため、「こども応援ネットワーク埼玉」のポータルサイトを構築するとともに、「子供の貧困」に関する問題について啓発を行います。【福祉部】
- 21● 子ども食堂や学習支援、プレイパークなど居場所づくりに取り組む社会福祉協議会、NPO 等の好事 例を紹介し、団体間のネットワーク化を図るとともに、子供の支援に関わる団体が連携して自発的に「子供の貧困」対策に取り組めるよう支援します。【福祉部】
- 22● 貧困の連鎖解消に向けた社会貢献活動等に取り組む団体や個人のネットワーク「こども応援ネットワーク埼玉」を活用し、社会全体で取り組む機運を盛り上げるとともに、県民の社会貢献活動の推進を図ります。【福祉部】
- 23● 県営住宅の集会所を活用し、県営住宅の入居者や地域の子供を対象に、学習支援、食事提供、遊び場提供などのサービスを実施するNPOを応援します。【都市整備部】

(2) ひとり親家庭への支援

1 経済的自立と生活支援

24● 埼玉県母子・父子福祉センターに専門の職員を配置し、ひとり親家庭からの相談をワンストップで受け付け、自立に向けた支援を行います。養育費の確保等法律的な問題については、弁護士による相談を行います。【福祉部】

189

- 25● 児童扶養手当の支給、福祉資金の貸付けなどにより、経済的に厳しい状況にあるひとり親家庭を支援します。【福祉部】
- 26● 乳幼児、ひとり親家庭及び重度心身障害者(児)の医療費の自己負担額を助成し、経済的負担の軽減を行います。【保健医療部】
- 27● 「こども応援ネットワーク埼玉」の団体会員、個人会員と連携し、孤立しがちなひとり親家庭との接点づくりを進め、ひとり親家庭向けの情報提供やフードパントリー活動、居場所づくり、収入確保等を支援します。【福祉部】
- 28● 低所得のひとり親世帯向けに県営住宅を4年間(令和4年度)で700戸供給します。【都市整備部】
- 29● ひとり親家庭に、就職セミナーや相談会のご案内、給付金や県営住宅など必要な情報を、スマート

フォン等を活用して適切な時期に提供します。(再掲)【福祉部】

30● DV被害者の心のケアをすることで、DV被害者の自立と子供の健全な成長を支援し、将来的なDVの連鎖を防止する取組を進めます。【県民生活部】

2 自立に向けた就労支援や就労に役立つ資格取得支援

- 31 県の福祉事務所に専門の職員を配置し、ひとり親家庭の就業相談や就業情報の提供など一貫した就業支援を行います。また、ひとり親の安定した就労に向けた資格の取得を支援します。(再掲)【福祉部】
- 32● シングルマザー等に対し、セミナーやグループ相談会、働き方講座を実施します。【県民生活部】
- 33● ひとり親がより条件のよい就職・転職に結びつくよう、安定した就労につながりやすい資格取得を 支援します。【福祉部】

(3) 障害児への支援

1 障害児支援の充実

- 34● 障害児支援が適切に行われるために、就学・卒業時の支援が円滑に移行されることを含め、学校・ 事業所・施設等の連携を図ります。【福祉部】
- 35● 在宅障害児に対する日常生活における基本動作の指導、集団生活への適応訓練などを障害児通所支援事業(児童発達支援、放課後等デイサービス)により実施し、障害児の療育支援体制の整備を推進します。【福祉部】
- 36● 障害児(者) やその家族の多様なニーズに対応するため、民間活力を生かして個々の生活にあった 柔軟なサービスの提供を行い、住み慣れた地域での生活を支援します。【福祉部】
- 37● 放課後児童クラブの利用を希望する障害児の受け入れを進めるとともに、円滑な受け入れを行うため、放課後児童支援員等を対象とした専門的知識の習得を図るための研修を行います。また、巡回アドバイザーの配置支援や職員の加配のための助成を実施します。(再掲)【福祉部】
- 38● 障害のある学齢時の生活を保障するために放課後児童クラブと放課後等デイサービスの連携と協力 を進めます。【福祉部】

2 発達障害者支援体制の整備

- 39● 発達に課題を抱える子供の早期発見と早期支援のため、乳幼児健診に関わる市町村保健師や障害児 通所支援事業所職員等の資質向上と関係機関の連携を図ります。【保健医療部】
- 4○ 発達障害総合支援センターにおいて、発達が気になる子供やその家族等から相談を受けるほか、関係機関に対して研修や助言指導を行います。【福祉部】
- 41● 地域の関係機関において、発達障害への適切な対応や親への支援ができるよう、人材を育成します。 【福祉部】
- 42● 保育所、幼稚園及び認定こども園から小学校へ継続的に支援が進められるよう、小学校教員を対象に研修を実施します。【福祉部】
- 43● 発達障害の診療・療育を一貫して行う拠点施設であるとして中核発達支援センターと、個別療育と 親の子育て支援を行う地域療育センターを運営し、診療・療育体制の強化を図ります。【福祉部】
- 44● 発達障害児を育てた親が、自らの経験や知識を生かし、先輩として同じ発達障害児を持つ後輩の親の相談支援を実施します。【福祉部】

(4) 一人ひとりの状況に応じた支援

- 45● 若者自立支援センター埼玉において、相談や職業意識啓発などにより、若年無業者、いわゆるニートと呼ばれる若者の自立を支援します。(再掲)【産業労働部】
- 46● 社会生活を円滑に営む上で困難を有する若者に対する支援を円滑かつ効果的に行うため、支援団体・機関のネットワークを形成し、関係機関の情報共有を図るとともに、支援者のスキルアップを図ります。【県民生活部】
- 47● いじめや不登校などについて、「よい子の電話教育相談」で相談を実施します。(再掲)【教育局】
- 48● 帰国した子供や外国人の子供が、学校生活へ円滑に適応できるよう、日本語の指導を行うための教員等の配置や実践的な教員研修の実施、日本語指導が必要な子供に対する特別の教育課程の編成など、教育支援の充実を図ります。【教育局】
- 49● 性的マイノリティとされる子供に対し、心情等に配慮したきめ細かな対応を進めるとともに、全てのセクシュアリティの子供が安心して学校に通えるよう支援します。【教育局】

6 児童虐待防止・社会的養育の充実

(1) 子供を虐待から守る地域づくり

1 児童相談所の体制・機能強化

- 1● 児童福祉司や児童心理司などの専門職員の採用・育成を適切に行うとともに、スーパーバイザーや里親支援、市町村支援のための児童福祉司を適切に配置するなど職員体制の充実と組織体制の強化を図ります。【福祉部】
- 2● 児童相談所の職員の専門性を向上させるため、職員研修を充実します。【福祉部】
- 3 児童相談所に警察官 OB を配置し、児童福祉司と同行訪問するなど子供の安全確認や安全確保の徹底を図ります。【福祉部】
- 4 医師や弁護士などの専門的知見を活かし、困難な事案への対応力の強化を図ります。【福祉部】
- 5 休日・夜間専用の電話窓口を設置し、24時間体制で児童虐待通告への対応を行います。【福祉部】
- 6 虐待等に対して迅速かつ適切な対応が図られるよう、児童相談所と警察署間を直接システムでつなぎ、 虐待情報の全件共有を図ります。また、警察署と定期的に意見交換を行い、適切に運用します。

【福祉部】

- 7● 虐待(再発)防止のためには家族全体を含めた相談や支援を行うことが重要なことから、児童相談所の心理・家族支援機能を強化します。また、家族支援プログラムを用いて、虐待等により施設に入所した子供を安全に家庭環境に戻す家族再統合を進めます。【福祉部】
- 8 中核市における児童相談所の設置について、県内中核市と継続的に意見交換をし、設置を希望する中 核市に対し、必要な支援や助言、情報提供などを行います。【福祉部】

2 一時保護の充実

- 9 一時保護を要する児童の安全確保やアセスメント(評価)が適切に行われるよう一時保護所の体制強化を図っていきます。【福祉部】
- 10 一時保護所に心理職員を配置するとともに、児童精神科医によるカウンセリングを実施し、虐待により心に傷を負った子供のケアを行います。【福祉部】
- 11 一時保護所に学習指導員を配置し、一時保護中の子供の学習機会の拡充に努めます。【福祉部】
- 12 一時保護所において子供の権利を尊重し、環境改善に取り組み、民間機関等による第三者評価を実施するなど運営改善を図ります。【福祉部】
- 13 一時保護を要する児童の増加に迅速かつ適切に対応するため、一時保護所の増設に向けた検討を行います。【福祉部】
- 14 児童養護施設における一時保護のための施設整備を支援し、拡充に努めます。また、児童養護施設、 里親等による一時保護委託を進めるため必要な支援を行います。【福祉部】

3 虐待防止・早期発見・早期対応の推進

- 15 子育てに悩む保護者、また、家族関係などに悩む子供からの相談を受ける電話相談窓口として「子どもスマイルネット」を設置し、相談者の気持ちに寄り添って話を聞き、子供に関わる全ての悩みに関する相談を行います。【福祉部】
- 16● 埼玉県虐待禁止条例に基づき、児童等虐待の通報等を行いやすい環境を整備するとともに、県民に対する虐待防止の普及・啓発等を行い、虐待の予防や早期発見・早期対応につなげます。【福祉部】
- 17 妊娠や出産後の子の養育、経済的不安などに対応できる相談窓口について、妊産婦やその家族へ情報提供を行います。【保健医療部】【福祉部】(再掲)
- 18 虐待などの暴力から身を守るとともに人権意識を高めるため、CAPプログラム等を実施します。 【福祉部】
- 19 保護者に対して各種のプログラムを実施し、親子関係の改善を図ります。【福祉部】
- 20● 啓発リーフレットの配布やオレンジリボンの活用により、体罰禁止を含めた児童虐防止に関する広報及び啓発活動を展開します。また、社会貢献活動と協働したオレンジリボンキャンペーンを展開します。 【福祉部】
- 21 子供と直接接する保育士や幼稚園教諭等を対象とした研修を実施することにより、児童虐待に対し 適切に対応できる人材を確保し、子供を虐待から守る地域づくりを進めます。【福祉部】
- 22 小・中学校と市町村教育委員会の児童虐待対応担当者の資質向上を図り、子供を虐待から守る学校づくりを推進します。【教育局】
- 23 教職員を対象に児童虐待を早期発見・早期対応する力を養成するための研修会を実施します。【教育局】
- 24 児童虐待の疑いのある事案の積極的な通告について、医療機関に対して啓発・周知を図ります。【福祉部】
- 25 DV被害母子の心のケアをすることで、DV被害母子の自立と子供の健全な成長を支援し、将来的なDVの連鎖を防止する取組を進めます。(再掲)【県民生活部】
- 26 児童虐待による重大事例が発生した際は、第三者による検証委員会を設置して十分な検証を行い、 再発防止策の策定を行います。【福祉部】

4 子供の権利擁護

- 27 子供の権利侵害の問題を解決するため、子どもの権利擁護委員会において子供からの意見聴取を行い、子供の権利擁護に取り組みます。また、専門家による委員会で審議し、必要に応じて調査や是正の働きかけなどを行います。【福祉部】
- 28 子育てに悩む保護者、また、家族関係などに悩む子供からの相談を受ける電話相談窓口として「子どもスマイルネット」を設置し、相談者の気持ちに寄り添って話を聞き、子供に関わる全ての悩みに関する相談を行います。(再掲)【福祉部】
- 29 児童相談所職員が子供の意向を汲み取る能力を高める研修を実施するなどし、児童への面接を適切に実施します。【福祉部】
- 30 社会的養育を受ける子供の権利を子供自身に伝えるため、全ての児童養護施設等入所児童及び里親等委託児童に「子どもの権利ノート」を配布し、子供が意見を述べることができる機会を確保します。 また、子供の意見表明を支援する仕組み(アドボケイト制度)を検討します。【福祉部】
- 31 民間機関等による第三者評価制度を活用し、児童養護施設等入所児童の意向の客観的な把握に努め

ます。【福祉部】

- 32 親権を行う者がいない子供の権利利益を守るため、未成年後見人制度が適切に運用できるよう支援 します。【福祉部】
- 32-2 性的マイノリティとされる子供に対し、心情等に配慮したきめ細かな対応を進めるとともに、全てのセクシュアリティの子供が安心して学校に通えるよう支援します。【教育局】(再掲)

5 市町村の子供家庭相談体制への支援

- 33 要保護児童を早期に発見し、適切かつ継続的な支援を行うため、各市町村に設置されている「要保護児童対策地域協議会」において情報交換や適切な役割分担による関係機関の連携強化を図るとともに、 地域の実情を踏まえた支援を促進できるようにその運営について積極的な支援を行います。【福祉部】
- 34 児童相談の第一義的窓口を担う市町村の児童相談体制の強化のため、職員の資質向上に係る研修の 実施など人材育成に取り組みます。また、市町村が相談等対応する児童・家庭について心理、精神保健の 分野などでの専門的、技術的な助言を行えるよう支援します。【福祉部】
- 35 児童家庭支援センターにおいて子供、家庭及び地域からの相談等に応じ助言・指導を行うとともに 里親を支援します。また、地域への支援を適切に行うことができるよう、児童養護施設等に児童家庭支援 センターの設置を働きかけ、必要な支援を行います。【福祉部】
- 36 市町村による乳児家庭の孤立防止や養育上の諸問題への支援を図るための「乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)」及び「養育支援訪問事業」の実施に関し、情報の提供その他の必要な支援 を行います。(再掲)【保健医療部】
- 37 養育支援が必要な家庭の早期把握・早期支援のため、市町村と医療機関の連携体制を整備するとともに、研修や事例検討会による市町村担当者の資質向上を図り、妊娠期からの支援の充実を図ります。【保健医療部】【福祉部】
- 38 全ての妊産婦の状況を継続的に把握し、妊娠・出産・育児に関する様々な相談にワンストップで応じる子育で世代包括支援センターの運営を支援します。(再掲)【保健医療部】
- 39 子供の最も身近な場所において、すべての子供とその家庭及び妊産婦等を対象に必要な支援全般を 行う子ども家庭総合支援拠点の全市町村設置に向けて、市町村への助言や人材育成などを支援します。【福 祉部】
- 40 子育て家庭が地域で孤立しないよう、子育て中の親子が集い、相互交流できる地域子育て支援拠点の充実を図ります。(再掲)
- 41 地域子育て支援拠点等相談機関の職員に対し、複合課題の対応や、地域の社会資源のネットワーク を構築し、コーディネートする能力を高める研修を実施します。【福祉部】
- 42 市町村が行う短期入所生活援助(ショートステイ)事業及び夜間養護等(トワイライトステイ)事業を支援します。【福祉部】

(2) 社会的養育の充実

1 里親等委託の推進

43 ● 保護を必要とする子供の里親委託を推進するため、里親への研修や委託後の訪問支援などを行う里 親等委託調整員、実親の理解を進める里親委託強化推進員を各児童相談所に配置し、里親制度の普及啓発 を進めます。また、家庭養育の推進について、家族支援と合せて、児童相談所の職員体制の充実を図ります。 【福祉部】

- 43 未委託里親に対する研修や子供と交流中、又は委託直後の里親を訪問するなどの支援を行います。 【福祉部】
- 44 里親のリクルートから里親委託後のサポートまでを包括的に支援する、里親フォスタリング事業など民間と連携した里親登録を推進します。【福祉部】
- 45 明らかに家庭引取りが見込めない新生児などのできる限り早い段階での乳幼児里親委託を推進します。【福祉部】
- 46 未委託里親に社会的養育が必要な子供の現状を知ってもらい、理解を深めてもらうため、未委託里 親と施設入所児とのふれあい交流を進めます。【福祉部】
- 47 ファミリーホームの周知を図るとともに、必要な支援を行い、開設を促進します。【福祉部】

2 特別養子縁組等の推進

- 48 児童相談所において、パーマネンシー(永続的)保障としての普通養子縁組や特別養子縁組に関する相談・支援に取り組みます。また、民間あっせん機関とも連携した取組を進めます。【福祉部】
- 49 支援が必要な妊産婦に対し、産科医療機関と連携して出産後の生活や特別養子縁組などの相談に応じます。また、市町村等とも連携し、相談窓口の周知や事業の理解促進を図ります。【福祉部】

3 児童福祉施設の体制整備、人材確保・育成

- 50 児童福祉施設における児童の安全確保及び居住環境の向上のため、国の方針を踏まえ、施設の計画的な整備等を支援します。【福祉部】
- 51 児童福祉施設において、国の方針及び本県の地域性を踏まえ、児童のニーズや施設の状況に応じて 小規模化かつ地域分散化を促進します。【福祉部】
- 52 児童福祉施設の一時保護のための施設の整備や里親支援専門相談員の配置による家庭養育の推進など、ニーズに合った多機能化を支援します。【福祉部】
- 53 児童福祉施設協議会等と連携して人材確保や育成の取組を支援します。【福祉部】
- 54 児童福祉施設において個々の子供に応じたきめ細かいケアが可能となるように職員の確保やケア体制の充実を図ります。【福祉部】
- 55 児童福祉施設における心理担当職員の常勤化を促進し、体制の充実を図ります。【福祉部】
- 56 児童養護施設等の子供に対する心理的ケア、乳児院等の乳幼児に対する心身障害・病虚弱乳幼児のケアを充実し、安全確保及び受入体制の強化を図ります。また、乳児院等の乳幼児の緊急受入及び重症心身障害児の受入体制の強化を図ります。【福祉部】
- 57 専門的ケアを行う施設である児童心理治療施設の機能強化を支援するとともに、児童自立支援施設の充実を図ります。【福祉部】
- 58 母子を分離せずに保護することができる児童福祉施設である母子生活支援施設について、ケアの充実及び施設の活用を図ります。また、母子生活支援施設を活用し、緊急を要する母子の一時保護を実施します。【福祉部】
- 59 被措置児童等虐待の未然防止を図るため、施設職員の研修の充実を図るとともに、児童福祉施設の 運営指導をきめ細かく行います。(再掲)【福祉部】

- 60 児童養護施設、関係する学校、市町村教育委員会の三者の連携強化と支援の充実を図ります。【教育局】【福祉部】
- 61 児童養護施設の職員等を対象に、児童虐待を受けた児童生徒への効果的なケアの在り方について研修会を実施します。【教育局】

4 入所児童の自立支援

- 62 進学や就労を目指す義務教育終了後の児童に対して、共同生活を通じて就労援助や生活指導を行う 自立援助ホームの充実を図ります。【福祉部】
- 63 児童養護施設等の入所児童に対して野外体験など多様な体験の機会を確保し、児童の健全な成長や 自立を促します。【福祉部】
- 64 児童養護施設の入所児童等が自立後のイメージを持つことができるよう、社会人や退所者等との交流の機会の確保に取り組みます。【福祉部】
- 65 児童養護施設の入所児童等に対して学習費、部活動費、資格取得費用等の支援を通じ、児童が高等学校等に通学し、希望に応じて進学・就職等の進路を選択できるように支援します。【福祉部】
- 66 進学、就労が困難な児童養護施設の入所児童等に対して、学習、就労、生活を支援する関係機関との連携を図ります。【福祉部】
- 67 児童養護施設の退所者等が社会の中で孤立することを防ぎ、必要に応じて関係機関による支援につなげることができるよう、退所者等が相談し、交流することができる拠点をつくります。【福祉部】
- 68 児童養護施設の退所者等に対して、退所者等の状況に応じて 22 歳まで引き続き施設等に居住させるなどにより、自立のための支援を行います。【福祉部】
- 69 児童養護施設の退所者等が円滑に自立生活を営めるよう、就学、就労、住宅、生活相談、資金貸付、 身元保証など総合的な支援を行います。また、大学・専門学校等に進学した退所者等の就学と生活の両立 を図るため、住宅と生活相談を一体とした支援を行います。【福祉部】
- 70 障害児支援が適切に行われるために、就学・卒業時の支援が円滑に移行されることを含め、学校、 事業所、施設などの連携を図ります。(再掲)【福祉部】

7 子育てしやすいまちづくりの推進

(1) 子供にとって安全・安心なまちづくりの推進

1 防犯対策

- 1● 安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するため、「埼玉県防犯のまちづくり推進条例」による「犯罪を起こさせにくい地域環境づくり」を推進し、犯罪を防止・減少させるための地域環境を整備します。 【県民生活部】【警察本部】 262
- 2● 子供が被害者となる犯罪、特に子供の通学路となる道路や遊び場である公園などの公共空間で発生する街頭犯罪から子供を守るため、「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」に基づき、防犯のまちづくりに向けた環境整備と普及啓発に取り組みます。 【県民生活部】【都市整備部】【警察本部】
- 3● 県民、事業者、NPO等が結成する自主防犯活動団体「わがまち防犯隊」などによる民間パトロール 活動や青少年への声掛け活動を支援します。【県民生活部】【警察本部】
- 4● 子供の危険回避能力を高めるため、防犯教室を開催し、防犯意識の高揚を図ります。【警察本部】
- 5● SNSなどインターネットに起因した犯罪から子供を守るため、子供が利用する携帯電話やゲーム機等のインターネット端末におけるフィルタリングの普及促進などに努めるとともに、学校等において子供の情報モラル向上の気運の醸成を図ります。【警察本部】
- 6● 子供が通う施設について、敷地内の安全点検など安全管理を進めるとともに、耐震化や長期保全に資する改修工事を図り、安全で快適な環境を整備します。【福祉部】【教育局】
- 7● 学校との連携による子供の犯罪被害防止対策、PTA等の学校関係者、少年警察ボランティアなどの関係機関や団体との連携によるパトロール活動などの安全対策を推進するとともに、学校と警察との橋渡し役としてのスクール・サポーターの効果的な運用を図ります。【県民生活部】【警察本部】

2 交通安全対策

- 8● 通学途中の子供が犠牲になる交通事故が全国的に多発しており、次代を担う子供を交通事故から守る ため、通学路の歩道整備を推進します。【県土整備部】
- 9● 駅、官公庁施設、病院等を相互に連絡する道路について、通行空間の確保やバリアフリーに配慮した 交通安全施設の整備を行い、移動等の円滑化を推進します。また、生活道路における通過車両の進入や速 度の抑制、幹線道路における交通の流れの円滑化などを推進します。【県土整備部】【警察本部】
- 10● 小・中学校等の通学路や未就学児が園外活動等で使用する道路等について、点検等の結果を踏まえ、 横断歩道や信号機等の整備を行い、子供の安全な通行空間を確保します。【県土整備部】【警察本部】
- 11● 子供や保護者を対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育と地域の実情に即した交通安全教育を推進するため、交通安全教育に当たる民間指導者や交通安全ボランティアなどの育成に努めます。【県民生活部】
- 12● 「交通安全教育指針」に則した年齢、通行の態様に応じた体系的な交通安全教育を推進して、交通 ルールの周知を図ります。【警察本部】
- 13● チャイルドシートの使用効果と正しい使用方法についての普及啓発活動を積極的に実施します。【県 民生活部】

- 14● 交通事故発生時における被害軽減等、チャイルドシートの必要性について、あらゆる機会を通じて 周知するとともに、着用率の向上に努めます。【警察本部】
- 15● 子供と保護者を対象に交通安全教育等を通して、自転車の交通ルールや安全な乗り方について指導するとともに、幼児用自転車ヘルメットの着用と反射材等の普及を促進します。【県民生活部】
- 16● 子供に対する自転車運転免許制度の普及や「自転車安全利用五則」等を用いた啓発活動を展開して、 交通ルールの周知を図り、自転車の安全利用を促進します。【軽擦本部】

(2) 子育てしやすい住環境の整備

- 17● 民間金融機関と提携した融資制度などにより子育て家庭の良質な住宅確保を支援します。【都市整備部】
- 18● 県営住宅について、多子世帯向けなどの子育て支援住宅の専用募集枠を設定するなどにより子育て 家庭の居住の安定確保に努めます。【都市整備部】
- 19 既存県営住宅の建て替えの際にバリアフリー化等を図ることにより、居住水準を向上させ子育てしなすい住環境の整備を推進します。【都市整備部】
- 20● 子育て世帯の流入及び定住を促進するため、子育てしやすい良質な住まいを県が認定を行います。 【都市整備部】
- 21● 同居・近居などにより子育て世帯の住み替えを促進します。【都市整備部】
- 22● 県営住宅の建て替えにより生み出した土地を活用し、民間事業者が整備・運営する子育て支援施設などを誘致します。【都市整備部】
- 23● 市町村や民間企業などと協働して、官公庁施設や民間企業施設などにおむつ替えや授乳のできるスペースなどを確保し、乳幼児がいる子育て家庭が安心して外出できる環境づくりを進めます。【福祉部】
- 24● 妊産婦や子供が円滑に利用できる建築物や駅等の整備を促進するとともに、福祉のまちづくりに関する施策を推進します。【福祉部】【都市整備部】

指標一覧(案)

| 施策 | 現行計画の指標項目 | 次期計画の指標項目案 | 単位 |
|--------------------------------|---------------------------------------|----------------------------|-----------|
| 1. 結婚・出産の希望実現 | | 合計特殊出生率 | · - 人 |
| 1. 結婚・出産の希望実現 | 不妊治療に対する助成件数 (施策「母と子の健康、医療の充実」に掲載) | 不妊治療に関する数値 | |
| 2. 親と子の健康・医療の充実 | | | |
| 3.「子育て」と「子育ち」の支援 | 保育所等受入枠 (認定こども園における保育含む) | 同左 | 人 |
| 3. 「子育て」と「子育ち」の支援 | 延長保育事業 | 同左 | 人 . |
| 3. 「子育て」と「子育ち」の支援 | 一時預かり事業 | 同左 | 人日 |
| 3. 「子育て」と「子育ち」の支援 | 病児保育事業 | 同左 | 人日. |
| 3. 「子育て」と「子育ち」の支援 | 地域子育で支援拠点(か所) | | |
| 3. 「子育て」と「子育ち」の支援 | 放課後児童クラブ受入枠 | 同左 | 人 , |
| 4. ワークライフバランス・男女 の働き方改革の推進 | | 多様な働き方実践企業認定に関する数 値 | |
| 5.「子供の貧困対策」の推進、 配慮を要する子への支援 | 生活困窮者学習支援対象者の高校進 学率 | 生活保護世帯の中学3年生の学習支援事 業利用率 | % |
| 5.「子供の貧困対策」の推進、 配慮を要する子への支援 | | 県内の子供の居場所に関する数値 | |
| 5.「子供の貧困対策」の推進、 配慮を要する子への支援 | 児童養護施設退所児童の大学等進学 率 | 同左 | % |
| 6. 児童虐待防止・児童養護対 策の充実 | 里親委託率 | 同左 | % |
| 7. 子育てしやすいまちづくりの 推進 | | | |

現行計画における参考指標 (現行の「埼玉県子育で応援行動計画」冊子P53)

「子育て応援行動計画」に関連する指標で、これまで県の他計画により定められている指標を 「参考指標」として掲げています。

◎参考指標一覧

| 施策名。 項目 | 現状値目標値 | 指標を 定めている計画 |
|------------|--------|----------------|
| | | |

| 11 少子化対策(| の推進 | | | enganyasang sentensi Polintili General Selektrik | |
|----------------------------|----------------------------|-----|------------------------------|---|-----------|
| ፟፠የ ኒ ወ | 県立高等学校卒業者にお ける就職希望者のうち就 | 全日制 | 93.3% (平成20 ~24年度平均) | 93.7% (平成30年度) | 第2期生きる力と |
| 親の育成 | 戦内定者の割合 (計画期間内平均値) | 定時制 | 62.6% (平成20 ~24年度平均) | 66.2% (平成30年度) | 絆の埼玉教育プラン |

| · | | | | | |
|------------------|--|------------|---------------------|----------------------|--|
| 21 「子供の育生 | 5]と「子育で」の支援 | | | | inder de |
| 幼児教育。 | 「接続期プログラム」など を活用し保育計画・指導 計画の工夫を行っている | 幼稚園 保育所 | 24.4% (平成24年度) | 100% (平成30年度) | |
| 保育の充実 | が発園・保育所・公立小学校の割合 | 小学校 | 8.1% (平成24年度) | 100% (平成30年度) | |
| 地域の子育で、 支援の充実 | 小・中学校における学校 応援団の年間活動回数 | | 209回 (平成24年度) | 210回 (平成30年度) | · · · |
| 家庭教育の 充実 | 「親の学習」講座年間実施 回数 | , | 1,146回 (平成24年度) | 1,700回 (平成30年度) | 第2期生きる力と |
| | 小・中学校における特別 支援学級の設置率 | | . 58.7% (平成24年度) | 80% (平成30年度) | 絆の埼玉教育プラン |
| 学校教育の | 人権感覚プログラムを実 践した学校の割合 | | 71.7% (平成24年度) | 100% (平成30年度) | . |
| 充実 | 不登校(年間30日以上) | 小学校 | 850人 (平成24年度) | 950人以下 (平成28年度) | <u>.</u> * |
| | 児童生徒数 | 中学校 | 4,526人 (平成24年度) | 4,500人以下 (平成28年度) | |

| 🖸 母と子の健康、医療の充実 | 1000 | | | |
|-------------------|------|----------|----------|----------|
| 安心して出産総合周産期 | , | 1か所 | 2が所 | |
| できる体制の整備。母子医療センター | • | (平成24年度) | (平成28年度) | 地域保健医療計画 |

| 6子育でしや | すいまちづくりの推進 | 11/4/50 | | | |
|--------------------|-------------------------------------|---------|----------------------|----------------------|------------------|
| 安全・安心な まちづくりの推進 | 自主防犯パトロール活動 が実施されている地域の 割合 | | 74.4% (平成26年4月) | 85% (平成31年度末) | 防犯のまちづくり |
| | 通学路等における子ども の見守り活動実施率 (公立小学校) | - | 96.9% (平成26年4月) | 100% (平成31年度) | 推進計画 |
| 子育てしやすい 住環境の整備 | 子育て応援住宅認定戸数 | | 3,358戸 (平成25年度) | 10,000戸 (平成32年度) | 住生活基本計画 |
| 子供を犯罪から 守る活動の推進 | 青少年非行防止パトロー ル声かけ活動の参加者数 | | 796,935人 (平成25年度) | 900,000人 (平成31年度) | 防犯のまちづくり 推進計画 |

【日 時】 令和元年5月14日(火)

【場 所】 さいたま共済会館501会議室

【出 席】 作業部会員(以下8名)

江田 明子(埼玉県家庭教育振興協議会 理事)

斎藤 洋子(埼玉県里親会 理事)

中島 ユリカ (東松山病院 理事長)

髙島 章好(埼玉県福祉部少子政策課 課長)

村木 京子(埼玉県看護協会 専務理事)

森川 鉄雄 (埼玉県学童保育連絡協議会 事務局次長)

森田 圭子 (NPO 法人 わこう子育てネットワーク代表理事)

若盛 清美(全国認定こども園協会埼玉県支部)

(事務局) 埼玉県福祉部少子政策課

【議 題】 次期計画のたたき台について

【各委員からの主な意見】

1. 少子化対策・子育て支援について

- 〇 子育て中に不安を感じないようにすることはできない。子育てに不安を感じても、地域や周囲の助けを借りながら安心して子育てをできる環境づくりが必要である。
- 〇 若いうちに結婚、妊娠、出産、子育てについて展望を持てるよう な支援をすべきである。
- 〇 県内でも子育てに関する考え方に地域差があるので、その地域としてどういう子供を育てていくかを考えることが重要である。

2. 保育について

- 〇 保育士の子供への接し方などを保護者が体験する「一日保育士体 験」は重要な取組み。もっと進めてほしい。
- 〇 保育の質向上、子供主体の保育が重要である。「生きる力の基礎 をはぐくむ幼児教育を推進」は「幼児教育・保育」としてほしい。

3. 母子保健、子供の医療について

- 不妊治療、不育症の人に対して、治療だけでなく精神面のサポート体制を整え、悩みを共有できる環境づくりが必要。
- 〇 風疹の予防接種は大切。予防接種を受けていないことは、結果としてはリスクを拡げることにつながる、子供が欲しいと思っている家庭だけの問題ではなく社会全体で意識すべき課題。

4. 仕事と家庭の両立支援について

- O 子供が病気になってしまった時でも安心して仕事を休める環境 づくりが必要である。
- 〇 妊娠、出産しても復帰できる職場は女性が力を発揮しやすい。
- 女性が企業で働く上でPTA等の地域活動の担い手にならざるを得ない状況がワークライフバランスの点で女性の活動を制限している。地域の仕事は女性に限らず、いろいろな人が担っていくべき課題である。

5. 子供の教育、非認知能力の向上について

○ 非認知能力は①目標に向かって粘り強く頑張る力、②人とうまく 関わる力、③感情をコントロールする力、の3つに定義づけされる ことが多い。「自己肯定感」という言葉ではイメージしづらい。具 体的な表現にしてほしい。

6. 子供の貧困問題、子供の居場所づくりについて

- 〇 プレイパークやスポーツ少年団のような地域主体の活動や外遊 びの充実を入れることを検討してほしい。
- 〇 ホームスタートやアウトリーチ、訪問支援など、用語の定義を明確にした方が良い。
- 近居のメリットは盛り込んだ方が良い。
- 〇 貧困において住まいの確保は重要な要素。住まいのセーフティネットのあり方について検討してほしい。

7. 児童虐待、特別な配慮を要する子供に対する支援について

- 〇 障害のある乳幼児にとって、幼児教育・保育の機会を充実するだけでなく、障害特性に合わせた対応をすることが重要である。
- 子供に一番近い存在として保育園等の役割は大きい。保育士等が 虐待やリスクに最初に気づくことが重要である。
- 虐待の予防のため、若年での妊娠、貧困、シングルマザーなどの 妊婦に早い段階で助産師がケアし、保健師につなげていく支援が重 要である。
- 外国籍の子供たちへの支援は重要な要素。計画でどのように反映 するか考えてほしい。

8. その他

〇 園庭のない小規模保育所が増えていることもあり、公園に歩いていく歩道の整備などが新たなニーズ、社会課題としてあると思う。



埼玉県の子育でをめぐる現状

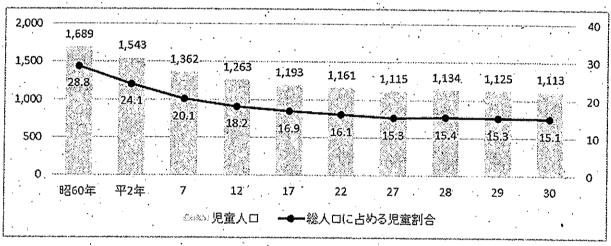
1 少子化の状況

(1) 児童人口の減少

本県における 18 歳 未満の児童人口は、昭和 60 (1985) 年には約 168 万9千人でしたが、その後、徐々に減少し、平成 29 (2017) 年には約 112 万5千人となっています。

また、総人口に占める児童人口の割合は、昭和 60 (1985) 年には 28.8% でしたが、平成 29 (2017) 年には 15.3%となっており、約 6 人に 1 人が 18 歳未満の児童となっています。

児童人口と総人口に占める児童割合の推移(埼玉県)

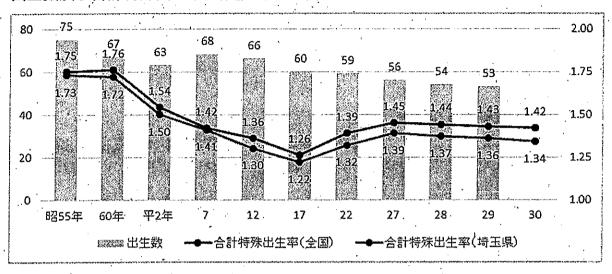


(資料:昭和60年~平成27年 総務省「国勢調査」、平成28~30年埼玉県町(丁)字別人口調査)

(2) 出生数及び合計特殊出生率の推移

本県における出生数は昭和 48 (1973) 年以降、平成2 (1990) 年頃まで減少を続け、いったん増加したものの平成 12 (2000) 年から減少傾向にあります。合計特殊出生率を見ると、昭和 60 (1985) 年から平成 17 (2005) 年にかけて、1.72 から 1.22 へと減少しましたが、それ以降、微増傾向になっています。平成 30 (2018) 年は 1.34 で、これは全国の 1.42 を下回り、全国第 40 位となっています。

出生数及び合計特殊出生率の推移(埼玉県)

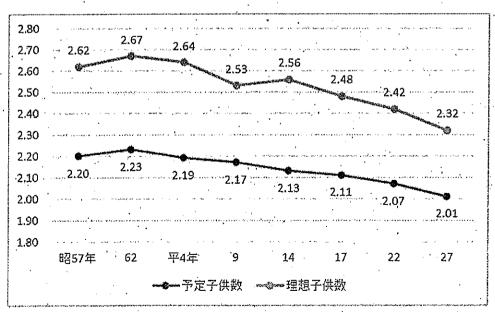


(資料:総務省「国勢調査」、厚生労働省「人口動態統計」)

(3) 予定子供数と理想子供数

平成 27(2015)年における夫婦にとっての理想的な子供の数(理想子供数)が平均で 2.32 人であるのにたいして、実際に持つつもりの子供の数(予定子供数)は 2.01 人となっています。

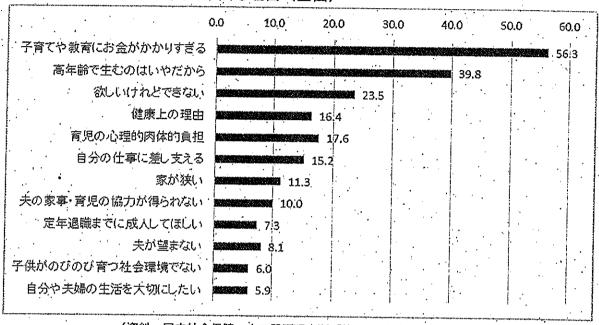
予定子供数・理想子供数(全国)



(資料:国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査(平成4~27年)」、「出産力調査(昭和57~62年」)

また、予定子供数が理想子供数を下回る理由としては、「子育てや教育にお金がかかりすぎる」が第1位で、以下、「高年齢で生むのはいやだから」、「欲しいけれどできない」の順となっています。

予定子供数が理想子供数を下回る理由 (全国)



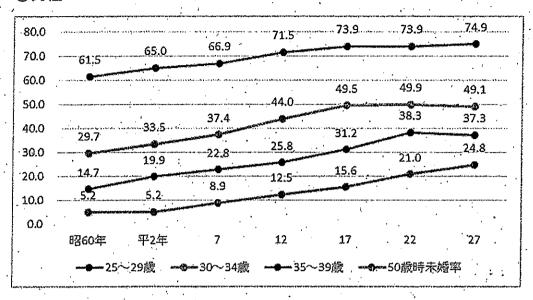
(資料:国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査(平成27年)」)

(4)未婚率

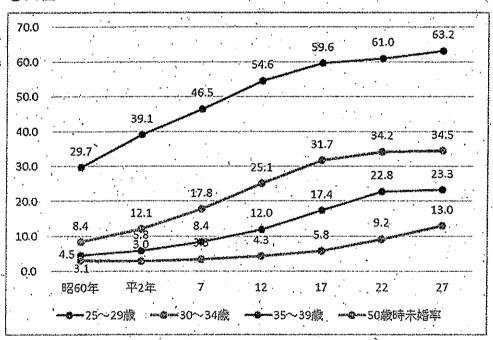
本県における未婚率は男女ともに昭和 60 (1985) 年以降、大幅に上昇しています。特に、35 歳~39 歳の男性の未婚率は、昭和 60 (1985) 年の 14.7% から平成 27 (2015) 年には 37.3%に大幅に上昇しています。また 25 歳~29 歳の女性の未婚率も、昭和 60 (1985) 年の 29.7%から平成 27 (2015) 年には 63.2%に大幅に上昇しています。

未婚率の推移(埼玉県)

①男性



②女性



(資料:総務省「国勢調査」)

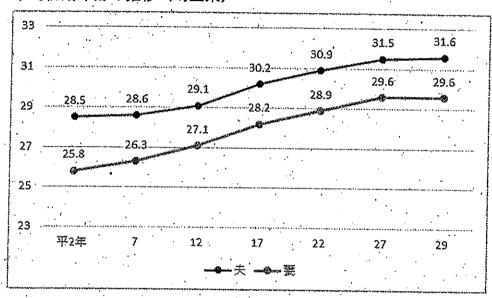
F(5) 平均初婚年齢と第1子出産年齢の上昇

本県における平均初婚年齢は、男女ともに上昇傾向にあります。夫の初婚年齢は平成 2 (1990) 年の 28.5 歳から平成 29 (2017) 年には 31.6 歳に、妻の初婚年齢は平成 2 (1990) 年の 25.8 歳から平成 29 (2017) 年には

29.6 歳に上昇しています。このことから、年々晩婚化が進んでいることが分かります。

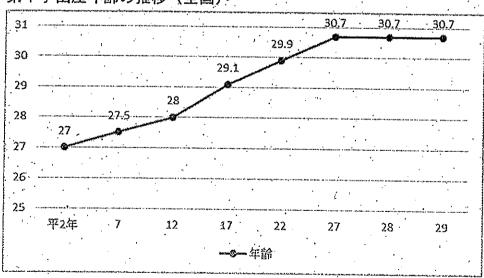
全国の状況を見ると、晩婚化を背景に、第 1 子出産年齢が平成 2 (1990) 年の 27.0 歳から平成 29 (2017) 年には 30.7 歳に上昇しています。

平均初婚年齢の推移(埼玉県)



(資料:厚生労働省「人口動態統計調查」)

第1子出産年齢の推移(全国)



(資料:厚生労働省「人口動態統計調査」)

(6) 不妊治療費助成事業の状況

~不妊治療費助成事業に関する図表~

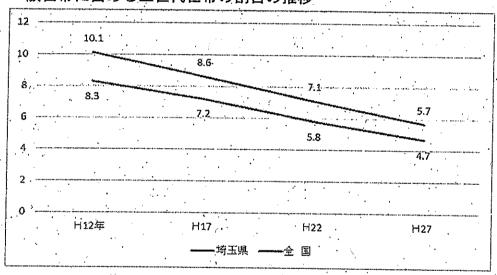
2 子育てや就労をめぐる状況

(1) 世帯の状況

本県における世帯の状況の変化について見ると、一般世帯に占める三世代世帯の割合は、平成 12 (2000) 年の 8.3%から平成 27 (2015) 年には 4.7% に減少し、子育て中の夫婦は親からの援助を受けにくくなっています。

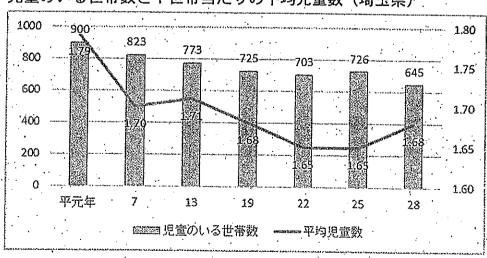
また、18歳未満の児童のいる世帯は、平成元(1989)年の約90万世帯から平成28(2016)年には約64万5千世帯に減少し、子供のいる世帯における平均子供数も1.79人から1.68人に減少しています。

一般世帯に占める三世代世帯の割合の推移



(資料:平成27年総務省「国勢調査」)

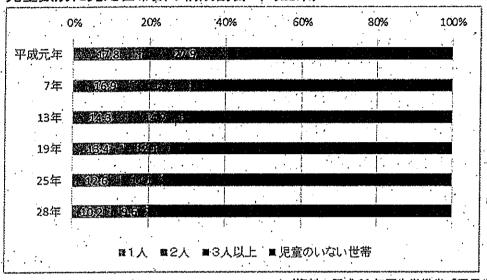
児童のいる世帯数と1世帯当たりの平均児童数(埼玉県)



(資料:平成28年厚生労働省「国民生活基礎調査」)

児童数別の世帯数の構成割合を見ると、児童のいる世帯は減少傾向にあり、 平成28(2016)年には約8割の家庭が児童のいない世帯となっています。

児童数別に見た世帯数の構成割合(埼玉県)

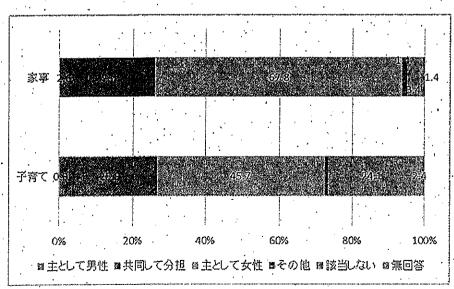


'(資料:平成28年厚生労働省「国民生活基礎調査」)

((2)) 家庭生活での役割分担・

「家庭において家事や子育てを主に行っているのは誰か」について調べたと ころ、「主として女性」との回答が最も多く、依然として女性の負担が大きくなっています。

家庭生活での役割分担(平成30年度)



(資料:埼玉県「平成30年度男女共同参画に関する意識・実態調査1)

(3) 非正規雇用者の増加

全国の平成 21 (2009) 年から平成 28 (2016) 年までの正規雇用者と非正規雇用者の割合を見ると、正規雇用者の割合は減少傾向にあり、非正規雇用者の割合は増加傾向にあります。年々、雇用形態が非正規雇用にシフトしており、雇用が不安定になっている状況であるといえます。

90 81.6 81.1 80.2 80.3 78.8 78.2 78.1 79.9 80 70 60 53.3 53.8 54.5 54.5 55.8 56.7 56.3 55.9 50 46.2 45.6 45.5 44.2 43.3 43.7 44.1 40 30 18.3 18.8 19.8 19.8 21.2 21.8 21.9 22.1

・正規雇用者(男性)

正規雇用者、非正規雇用者の推移 (全国)

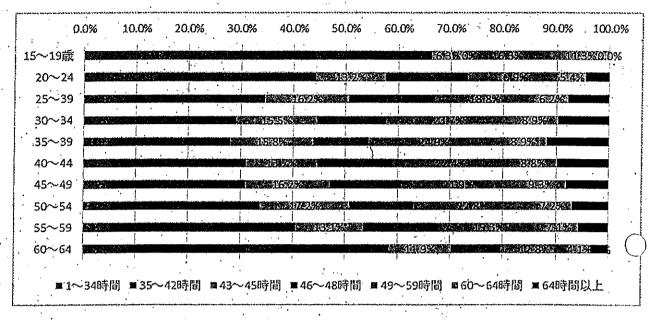
(資料:平成28年総務省「労働力調査」)

(4) 男性の就業時間の状況

20 歳代後半から 40 歳代前半の男性の就業時間は比較的長く、おおむね 5人に 1 人は 1 週間に 60 時間以上働いています。子育て期にある男性は、仕事に時間を割いており、子育てに充てる時間が取りにくくなっていることがうかがえます。

◆ 非正規雇用者(男性) ◆ 非正規雇用者(女性)

男性の年齢階層別1週間の就業時間(埼玉県)

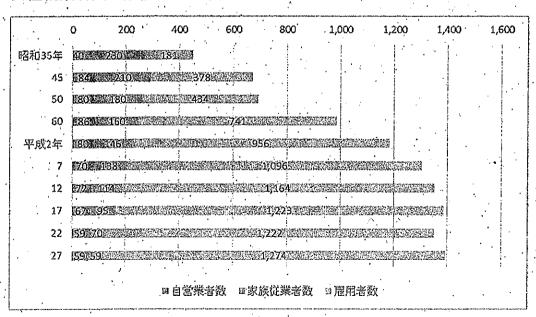


(資料:総務省「平成29年就業構造基本調査」)

(5) 働く母親の増加

本県の女性就業者は平成27(2015)年には約139万2千人となっており、中でも雇用労働者の占める割合が増えています。平成27(2015)年の女性雇用労働者は、女性就業者の91.5%の約127万4千人となっています。

女性就業者数の推移(埼玉県)

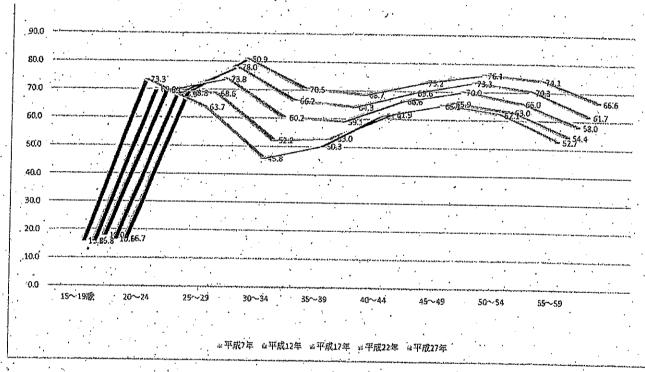


(資料:平成27年総務省「国勢調査」)

女性の労働力率を年代別に見ると、30歳代に落ち込みが見られる、いわゆる「M 字カーブ*」を描いているものの、そのカーブは以前に比べて浅くなっており、M 字の底となる年齢階級も上昇しています。

M 字型の底は平成 7(1995)年が 45.8%。平成 12(2000)年が 52.2%、 平成 17(2005)年が 59.1%、平成 22(2010)年が 64.3%、平成 27(2015) 年が 68.7%と上昇しており、仕事と子育ての両立を図る女性が増えています。 *M字カーブが深いほど結婚や出産を機に仕事を離れ、その後再就職する女性が多いことを示す。

女性の労働力率の推移 (埼玉県)



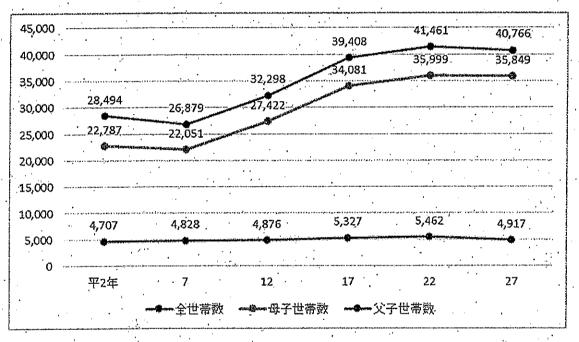
(資料:平成27年総務省「国勢調査」)

3 ひとり親世帯の状況

(1) ひとり親世帯数

本県におけるひとり親世帯数は、平成 7 (1995) 年に減少したものの、平成 27 (2015) 年まで上昇傾向となっております。特に、母子世帯数は、平成7 (1995) 年から約 1.5 倍増加している状況です。ひとり親世帯になった理由としては、離婚が約 8 割を占めています。

ひとり親世帯数の推移(埼玉県)



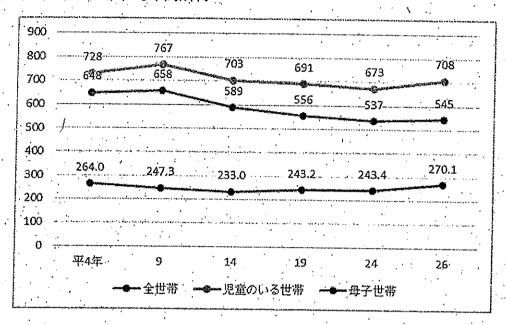
(資料:総務省「国勢調査」)

(2) ひとり親世帯の平均年間収入と悩み

全国の母子世帯の平均年間所得の推移を見ると、平成 4(1992)年から平成 24(2012)年までは、ほぼ横ばいとなっています。平成 26(2014)年以降、上昇傾向に転じたものの、依然として母子世帯は、全世帯、とりわけ児童のいる世帯と比べて平均年間所得額に大きな差がある状況です。

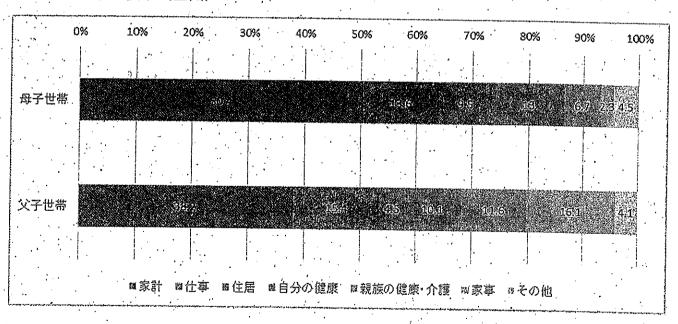
また、全国のひとり親世帯の悩みとして、母子・父子世帯ともに「家計について」が全体の多くを占めており、特に母子世帯では約半数となっています。

世帯当たりの平均年間所得



, (資料:平成28年厚生労働省「国民生活基礎調査」)

ひとり親世帯の悩み(全国)



(資料:厚生労働省「平成28年度全国ひとり親世帯等調査」)

4 子供や若者の状況

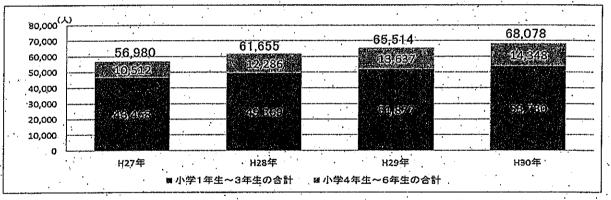
(1) 就学前の子供たち

~埼玉県の就学前の保育状況に関する図表~ (保育所、認可外保育施設、幼稚園、認定子ども園の別)

(2) 学齢期の子供たち

保護者が就労等により昼間家庭にいない、小学校に就学している児童に対し、 授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る放課 後児童健全育成事業については、女性就業率の増加等もあり年々利用者が増加 しています。

放課後児童クラブの登録児童数の推移



(平成30年厚生労働省「放課後児童健全育成事業の実施状況調査」)

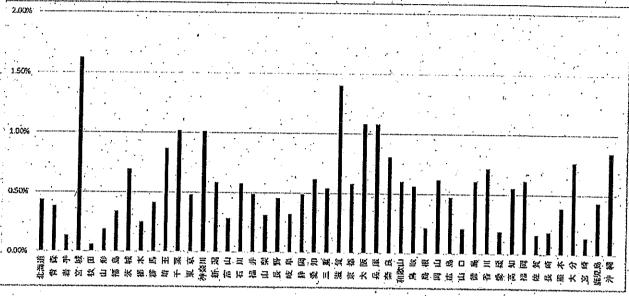
((3)) 子供の人権に関する問題

~子供の人権に関する図表~

((4)) 就職しない・できない若者たち

~進路状況調査等に関する図表~

高等学校卒業者の一時的な仕事(パート・アルバイトなど)に就いた者の比率



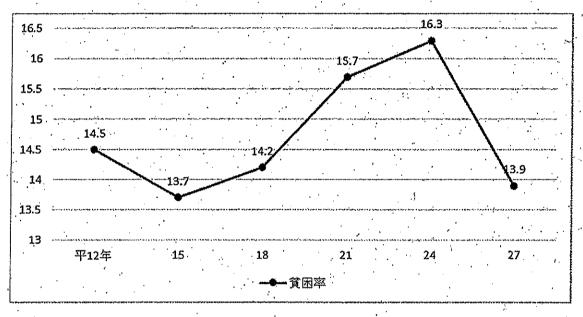
(資料:文部科学省「平成30年度学校基本調査」)

5 子供の貧困の状況

(1) 子供の貧困率

子供の貧困率は、平成 27 (2015) 年で、13.9%となっており、7人に1人の子供が貧困状態にあります。

子供の貧困率の推移(全国)



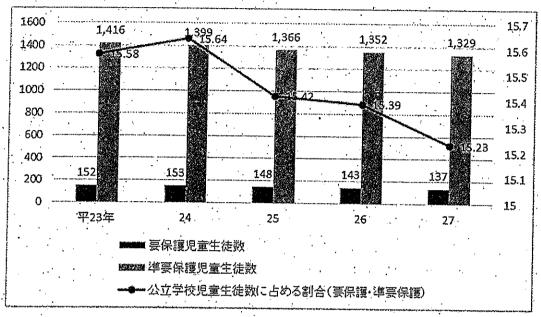
(資料:平成28年度国民生活基礎調査)

(2) 就学援助を受けている生徒数と生活保護世帯等の子供の進学率の状況

経済的理由により就学困難な状況にあるため、就学援助を受けている小・中学生は減少傾向にあり、平成27(2015)年の要保護生徒児童数は約13万7千人、準要保護生徒児童数は約132万9千人となっています。

また、高等学校や大学等への進学率を見ると、生活保護世帯、児童養護施設及びひとり親家庭の子供は、一般世帯の子供と比較して、低い水準となっています。

要保護・準要保護児童生徒数 (全国)



(資料:厚生労働省調査、平成27年度要保護及び準要保護児童生徒数調査、)

~各世帯等の子供の進学率、その他子供の貧困に関する図表~

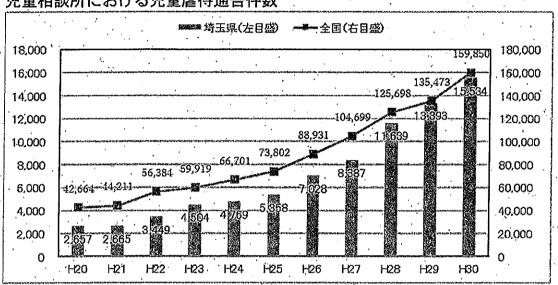
6 児童虐待・社会的養育をめぐる状況

(1) 児童虐待通告の状況

県内の児童相談所における児童虐待通告件数は、平成30年度は15,534件(さいたま市を含む)となり、前年度に比べて16.0%増加しています。このうち警察からの通告は全体の70%近くを占めています。

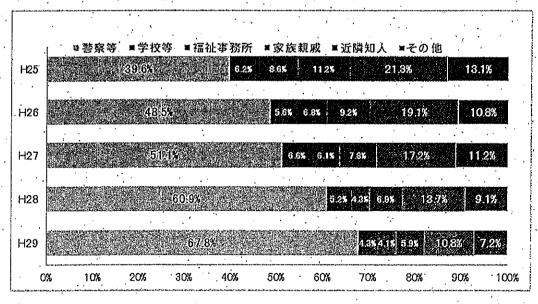
年々増加する通告件数に対応するためには、児童相談所の体制や機能強化、 関係機関との連携強化が必要です。

児童相談所における児童虐待通告件数



(資料:県こども安全課調べ、全国件数は厚生労働省調べ)

虐待通告経路の割合



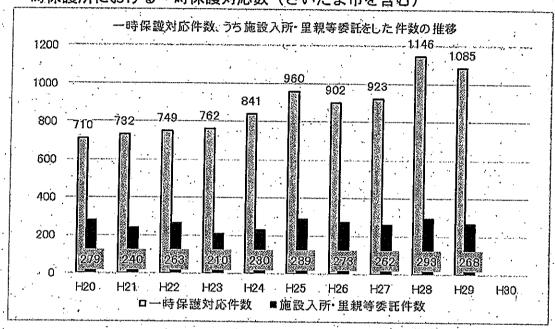
(資料:県こども安全課調べ)

(2) 一時保護所の状況

県内の児童相談所における一時保護所(中央・南・所沢・越谷・さいたま市の5か所)への入所児童数が増加する中で、子供の安全を最優先に、迅速かつ的確な一時保護が求められています。

そのうち施設入所・里親等に委託した児童の数は 200 人台で推移しています。

一時保護所における一時保護対応数(さいたま市を含む)

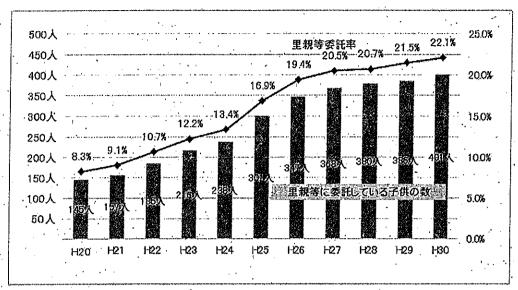


(資料:県こども安全課調べ)

(3) 里親等委託の状況

保護が必要な子供を里親等 (里親及びファミリーホーム) に委託する数は年々増加しています。家庭に近い環境での養育を推進するため、さらに里親・ファミリーホームへの委託を増やしていく必要があります。

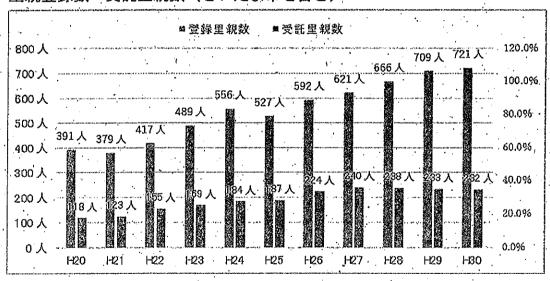
里親等委託数・委託率の推移 (さいたま市を含む)



(資料:県こども安全課調べ)

里親の登録数は平成 20 年度の 391 人に対して平成 30 年度は 721 人となっており順調に増加しています。一方、子供を受託している里親は近年横ばいとなっています。さらに里親への委託を進めるため、登録促進や里親支援の取組を進めていく必要があります。

里親登録数・受託里親数(さいたま市を含む)



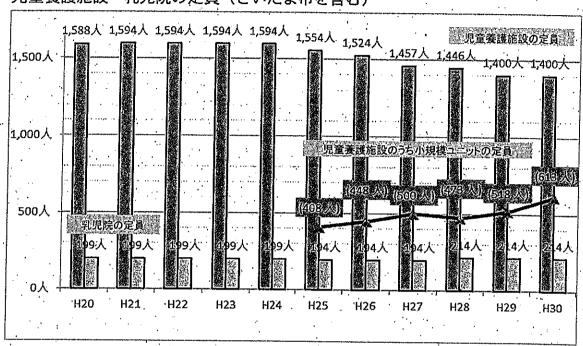
(資料:県こども安全課調べ)

(4) 施設養育の状況

児童養護施設は、平成30年度末で県内に22施設あり、定員は1,400人です。家庭により近い環境での養育を進めるため、施設の小規模かつ地域分散化を進め定員は徐々に減少する一方、小規模ユニットの定員は613人に増やしています。また、乳児院は令和元年度で県内に8施設あり、定員は249人とな

っています。今後、子供のケアニーズ等に応じたきめ細やかな養育が行われる よう、小規模ユニット化が求められています。

児童養護施設・乳児院の定員(さいたま市を含む)



(資料:県こども安全課調べ)

児童養護部会 審議結果報告

資料3

1 里親の認定に関する審議(1) 開催及び審議状況

| | (1)開催及び審議状況 (単位:世帯) | | | | | | | |
|-------|---------------------|----------|-----|----|-----|----|----|--|
| 年度 | 回 | 開催 | 諮問 | | 答 | 申 | | |
| 十尺 | П | 年月日 | 前口口 | 適当 | 不適当 | 保留 | 計 | |
| 令和元年度 | 第2回 | R1. 8. 1 | 23 | 22 | 1 | 0 | 23 | |
| | 計 | | 23 | 22 | 1 | 0 | 23 | |

(2) 認定・登録里親の状況

| ア種類別(単位:世帯) | | | | | | | | |
|-------------|--------|--------|------|------|----|--|--|--|
| 養育 | 里親 | 養育里親+ | 養子縁組 | 親族里親 | 計 | | | |
| | うち専門里親 | 養子縁組里親 | 里親 | 机跃主机 | | | | |
| 7 | | 15 | 0 | 0 | 22 | | | |
| , | 2 | 10 | Ů | ŭ | 22 | | | |

職業別 (単位:人) 自営業 会社員 公務員 非正規就労 その他 計 無職 会社役員 里父 11 4 3 0 0 1 19 6 0 8 6 0 21 里母 1 計 17 4 4 8 6 1 40

| <u>ウ</u> 年 | 齢別 | | | | | (| 単位:人) |
|------------|-----------|------|------|------|------|------|-------|
| | 20歳代 | 30歳代 | 40歳代 | 50歳代 | 60歳代 | 70歳代 | 計 |
| 里父 | 1 | 5 | 8 | 2 | 3 | 0 | 19 |
| 里母 | 0 | 5 | 11 | 2 | 2 | 1 | 21 |
| 計 | 1 | 10 | 19 | 4 | 5 | 1 | 40 |

| <u>2 児童相</u> | 2 児童相談所の措置に関する審議 (単 | | | | | | | |
|--------------|---------------------|----------|-----|----|-----|----|---|--|
| 年度 | | 開催 | 諮問 | | 答 | 申 | | |
| 十尺 | П | 年月日 | 前口口 | 適当 | 不適当 | 保留 | 計 | |
| 令和元年度 | 第2回 | R1. 8. 1 | 3 | 3 | 0 | 0 | 3 | |
| | 計 | | 3 | 3 | 0 | 0 | 3 | |

3 親権停止の審判申立に関する審議 なし

4 被措置児童等虐待事案の報告 (単位:件)

| 虐待該当 | 非該当 | 調査中 | 計 | | | |
|------|-----|-----|---|--|--|--|
| 1 | 2 | 0 | 3 | | | |

5 児童虐待重大事例検証 結果報告 なし

埼玉県社会的養育推進計画検討委員会 議事概要

【日時】 令和元年8月26日(月)

【場所】 危機管理防災センター記者会見室

【出席者】 7名

栗原 直樹(公益社団法人日本社会福祉士会理事)

宮島 清(日本社会事業大学専門職大学院教授)

早川 洋(児童心理治療施設こどもの心のケアハウス嵐山学園施設長)

藤井 美憲 (埼玉県児童福祉施設協議会)

柴崎 順三(埼玉県乳児施設協議会会長)

石井 敦(一般社団法人埼玉県里親会理事長)

西川 達男(埼玉県中央児童相談所所長)

【欠席者】 1名

小寺 智子(弁護士)

(事務局) 埼玉県福祉部こども安全課

【各委員からの主な意見】

- 6 児童虐待防止・社会的養育の充実
- (1) 子供を虐待から守る地域づくり
 - ① 児童相談所の体制・機能強化
 - 1 児童相談所の体制強化について、(職員の) 増員という言葉を入れた方がよい。
 - 2 職員研修の具体的内容が分かるようにしてもらいたい。
 - 6 警察との情報共有は適切な運用が必要であり、全案件の共有が最終的 な目的とならないようしてもらいたい。
 - 8 児童相談所の設置促進は、中核市との協議だけでなく県としても取り組む必要がある。

② 一時保護の充実

- 12 第三者評価の活用は年1回の取組であるので、「第三者委員」の活用を記載してほしい。
- 14 一時保護の見込みを見据えた一時保護専用施設の整備が必要。 里親への一時保護委託の実情を踏まえて具体的な支援内容を記載し てほしい。
- ③ 虐待防止・早期発見・早期対応の推進
 - 23 教職員だけでなく「スクールソーシャルワーカー」を明記してほしい。
 - 25 DV被害母子のケアについて「父子」に対する支援もしていただき

たい。

- ※ 警察との連携も入れてもらいたい。
- ④ 子供の権利擁護
 - 30 アドボケイトについてはよく検討してほしい。
 - 32-2 性的マイノリティに対する取組は施設に対しても行ってもらいたい。
- ⑤ 市町村の子ども家庭相談体制への支援
- 37 情報の提供その他必要な支援とあるが、必要な支援とだけ記載すれ ばよいと思う。
- 43 ショートステイ等について、市町村が自分たちの事業であるという 自覚を促してもらいたい。

2 社会的養育の充実

① 里親委託の推進

指標 里親等委託率の目標 32%はかなり厳しいのではないか。

- 45 里親支援の新規の取組については、現在の里親支援の充実と合わせ て幅広く支援に取り組んでいただきたい。
- 46 フォスタリング事業はすべての児童相談所が取り組んだ方がよい。 また、里親支援は基礎自治体である市町村と共同で取り組む必要が ある。
- ※ 6 (1) ①1の児童福祉士司の配置を再掲した方がよい。
- ② 特別養子縁組等の推進
 - 50、51 「連携」、「支援」の具体的中身を記載し、効果が検証できるようにしてほしい。
 - 51 母子保健の関係部局も関係課としてもらいたい。
- ③ 児童福祉施設の体制整備、人材確保・育成
 - 61 被措置児童等虐待は施設職員に限らないので、施設職員「等」とする。
- ④ 入所児童の自立支援
- 72 障害支援との連携は、就学・卒業時の支援とあるが、高校中退者の 支援も含めて取り組んでいただきたい。
- ※ 5年後に向けて施設入所児童のアンケート調査を実施してもらいたい。